



セミナーテキスト

# 合法木材利用 促進ガイド



セミナーテキスト

# 合法木材利用 促進ガイド



一般社団法人全国林業改良普及協会  
一般社団法人全国木材組合連合会



## まえがき

違法伐採問題は、違法伐採が行われている国の持続可能な森林経営の阻害要因となるばかりではなく、違法に伐採され正当なコストが支払われていない木材が国際市場に流通することでわが国など輸入国の森林経営にも大きな影響を与える問題です。

わが国は「違法に伐採された木材は使用しない」との基本姿勢で2006年から政府調達の対象を合法性が証明された木材とする措置を導入し、合法木材の利用を推進することで違法に伐採された木材、木材製品を市場から排除する取組を続けてきました。

ただ、残念なことに、木材のユーザーである消費者、市場において「合法木材」という言葉へのなじみがなく、合法木材を理解し、購入の選択判断として認知されているとは言い難い現状にあります。

そこで、木材や木材製品を業務として扱う木材需要者の方々へ、体系的に整理した情報を分かりやすく整理して提供し、事業活動に役立てていただくために本テキストを作成いたしました。

木材は、二酸化炭素を吸収して育ち、加工に必要なエネルギーも小さな環境にやさしい資材です。そして、「合法木材」は持続可能な森林経営、資源の循環利用に貢献するという新たな価値を加えた消費者への提案でもあります。従って、消費者、市場の理解と支持、そして流通を担う方々の理解と協力があることはじめて普及への原動力が生まれるものと考えます。

生産者はもちろんのこと、流通事業者、そして消費者の3者が一体となり、「合法木材」商品を選択することで、木材・木材製品がより利用される社会になると私たち林業・林産業界は考えます。その結果、違法伐採木材がわが国から駆逐されることを願っております。市場、消費者の選択がカギです。

本年2016年5月20日に公布された「クリーンウッド法」は、合法木材の流通・利用を公共調達から民間調達にまで拡大するものであり、これまで以上に取組が強化されたことは、大変心強いところであります。

「合法木材」の制度、しくみを整え、普及への活動を10年以上続けてきた全国木材組合連合会が、その経験を踏まえ、この度木材・木材製品の需要者に向けたセミナーを全国林業改良普及協会と共同で開催します。そのテキストとして本冊子を活用いただければ幸いです。

平成28年7月

(一社)全国林業改良普及協会 (一社)全国木材組合連合会

# CONTENTS

|      |   |
|------|---|
| まえがき | 3 |
|------|---|

## 1章 合法木材の利用促進へ—新たな価値と信頼を

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 合法木材製品の利用を広げよう 新たな市場獲得と経営メリット         | 8  |
| 民間企業での自主的取組のいろいろ 合法木材利用に向けて           | 14 |
| オリンピック・パラリンピックと合法性・持続可能性に<br>配慮した木材調達 | 16 |
| 2020東京五輪における持続可能な木材の利用                | 18 |

## 2章 合法木材市場の広がり

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 合法木材市場の広がり① 公共建築物                          | 20 |
| 合法木材市場の広がり②<br>住宅での使用木材は、トレーサビリティ重視へ向かう    | 22 |
| 合法木材市場の広がり③<br>中小工務店による地域型のブランド住宅づくり       | 24 |
| 合法木材市場の広がり④<br>全国メーカー＋地域材で開発されるオフィス家具、事務機器 | 26 |
| 合法木材製品の消費者PR                               | 28 |
| 合法木材利用拡大に向けた木材利用教育                         | 30 |
| トピックス 触れて体感、木のあたたかさ、やさしさ                   | 32 |

## 3章 合法木材利用の制度

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| わが国の違法伐採対策の基本方針                                | 34 |
| 合法木材の利用拡大に向けて                                  | 35 |
| 合法木材の利用拡大 グリーン購入法に基づく証明制度                      | 36 |
| 合法木材の証明方法 林野庁ガイドライン                            | 38 |
| 合法木材ガイドラインからの発展<br>「合法伐採木材流通利用促進法」制定(クリーンウッド法) | 42 |
| カコミ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」<br>(通称：クリーンウッド法) | 44 |

## 参考資料

### 違法伐採対策、合法木材の証明方法等

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 違法伐採の現状と問題点                    | 46 |
| 違法伐採対策の背景と経緯                   | 48 |
| 違法伐採対策① わが国の国際的な対応             | 50 |
| 違法伐採対策② 海外の法規制動向               | 52 |
| 合法木材の証明① 森林認証制度と認証マーク          | 54 |
| 合法木材の証明② 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法 | 57 |
| 合法木材の証明③ 個別企業等の独自の取組による証明      | 59 |
| 合法木材ガイドラインに従った合法木材製品の見分け方、確認方法 | 62 |

## 情報源・索引

|               |    |
|---------------|----|
| さまざまな情報源      | 66 |
| 過去における違法伐採の推定 | 68 |
| 名簿            | 69 |
| 索引            | 70 |

## 図表目次

|           |                                                   |    |
|-----------|---------------------------------------------------|----|
| <b>1章</b> | <b>合法木材の利用促進へ—新たな価値と信頼を</b>                       |    |
|           | 2010年バンクーバー大会での認証材使用                              | 16 |
|           | 2012年ロンドン大会のメイン会場 オリンピックパークでの認証材使用                | 17 |
|           | 資材調達の合法性・持続可能性が明記された調達基準(ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会) | 17 |
| <b>2章</b> | <b>合法木材市場の広がり</b>                                 |    |
|           | 公共建築物等での木材利用の事例① 国や県の施設                           | 20 |
|           | 公共建築物等での木材利用の事例② 市町村の施設                           | 21 |
|           | 福井県木材トレーサビリティ認証制度                                 | 23 |
|           | 地域型住宅のブランド化をすすめる生産者グループのモデル事例                     | 25 |
|           | 「つくばスタイル 木の家クラブ」のメンバー構成                           | 30 |
|           | 国産材を消費者にPRするイベント                                  | 32 |
|           | ・東京おもちゃショー 2015「キッズライフゾーン」                        |    |
|           | ・エコプロダクツ2015「木のつみきコーナー」「木のおもちゃバー」                 |    |
| <b>3章</b> | <b>合法木材利用の制度</b>                                  |    |
|           | グリーン購入法の仕組み                                       | 37 |
|           | 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン                    | 38 |
|           | ・用語の定義                                            |    |
|           | ・3つの証明方法                                          |    |
|           | 合法木材の取扱割合                                         | 40 |
|           | 合法木材の証明 業界団体の認定 認定団体と認定供給事業者の推移                   | 40 |
|           | わが国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移                          | 41 |
|           | 日本のCoC取得事業者数                                      | 41 |
|           | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称：クリーンウッド法)              | 44 |
|           | <b>参考資料 違法伐採対策、合法木材の証明方法等</b>                     |    |
|           | 違法伐採とは何か 発生事例                                     | 47 |
|           | 米国とEUにおける法規制の概要                                   | 53 |
|           | 森林認証制度                                            | 54 |
|           | 森林認証制度の流れ                                         | 55 |
|           | 合板メーカー等のCoC取得表(2015年7月時点)                         | 56 |
|           | 合法木材推進マーク                                         | 57 |
|           | 業界団体認定制度のフロー                                      | 58 |
|           | 証明書のリレー                                           | 58 |
|           | 製紙原料消費割合(2014年)                                   | 60 |
|           | 認証マーク                                             | 62 |
|           | 認証番号が記載された伝票例                                     | 62 |
|           | 認証番号及び認証取得事業者であることを確認できる認証機関サイト(2016年5月末現在)       | 63 |
|           | 確認事項が記載される納品書事例                                   | 63 |
|           | 木材製品加工メーカーのパンフレットの例                               | 64 |
|           | <b>情報源・索引</b>                                     |    |
|           | 過去における違法伐採の推定                                     | 68 |
|           | 名簿—合法木材・木材製品を扱う事業者の認定団体(生産・加工・流通の事業者団体)           | 69 |

# 1章

## 合法木材の 利用促進へ —新たな価値と信頼を



# 合法木材製品の利用を広げよう

## 新たな市場獲得と経営メリット

市場や消費者にとって、「合法木材」とは何か、それを使うことのメリットは何か、どこで購入できるのか、といった情報が行き渡っているとは言えない現状です。どのように私たちは利用拡大を図っていったらいいのでしょうか。

### 合法木材利用提案で、新たな価値を消費者へ提案

残念ながら、「合法木材」は消費者への認知度がまだまだ低いのが現状です。違法に伐採された木材に由来する製品が予想以上に存在する可能性が高いことや、先進国の中で日本にもそれらが輸入されているという事実すら、知っている消費者が少ないのです。

もしそうした現状を理解すれば、環境を損なうような違法伐採に対して懸念をもち、それらを加工した製品は使いたくないという考えは、消費者の間でごく普通にわき起こるでしょう。

小売業界、卸売業界では、安売り、低価格路線は終わりを告げ、いまは価値を消費者へ提案する時代だと言われます。では、消費者がいま求める価値とは何か。合法木材利用の背景にある環境への配慮が象徴する価値もその1つと考えます。

合法木材商品を普及させることは、消費者が求める価値を事業者が提案することに他なりません。将来の市場拡大に向けた布石となるはずです。

### 合法木材普及で市場拡大の機会をつかむ

加工・流通・販売等事業者側が合法木材利用を呼びかけていくことは、新たな市場を獲得し、今までとは質の違うビジネスチャンスとなる可能性があります。例を挙げましょう。

## ■①国や自治体など、公的部門の調達への参入

「合法木材の利用拡大 グリーン購入法に基づく証明制度」(本テキスト p.36参照)で紹介したとおり、法律(グリーン購入法)により国関係(必須)、地方公共団体等(努力義務)は環境負荷の少ない物品購入が制度で決められています。こうした合法木材は、この規制をクリアする製品として認められています。都道府県や市町村など自治体は、努力義務とされていますが、この規制に沿った調達ガイドラインを作成し、積極的に環境負荷に配慮した物品調達を進めている例が数多く存在します。

公的部門の調達市場は、設計要求や様々な規制(消防法等)、コスト比較、劣化比較など、調達条件が厳しいと言われます。それをクリアし、納入実績を上げることができれば、一般顧客の信頼、従業員にとっての自信など、様々な経営面での副次効果が期待できます。

そしていま2020年東京五輪関連施設が、究極の公的部門調達として、全国の木材・木製品産地の市場獲得目標となっています。



写真1-1 横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドラインの表紙

## ■②住宅部門での可能性

「民間企業での自主的取組のいろいろ 合法木材利用に向けて」（本テキスト p.14 参照）で紹介したとおり、大手ハウスメーカーでは2007年以降各社が独自の木材調達ガイドラインを作成し、環境配慮の考え方を経営に取り入れています。また住宅業界団体（日本ツーバイフォー建築協会、プレハブ建築協会）でも環境に配慮した取組を推進する行動計画を定めており、業界一丸の姿勢がうかがえます。こうした取組姿勢は施主への信頼、安心にも繋がっています。

製材品、木材加工品などの製造・流通・販売に関わる事業者の立場としては、今後は合法木材製品を取り扱うことで、住宅関連のビジネスへの参入条件をクリアしておくことがこの市場参入の必須条件となるでしょう。

家具など住宅関連商品市場においても、施主・消費者の支持を獲得するためには、合法木材利用を提案できる条件を備えておくことが、市場拡大に繋がるでしょう。

欧米の消費者は、原材料の合法性に注意を払っています。例えば、世界最大の家具販売店イケアの調査では、同店顧客（一般消費者）の購入時に重要視するポイントとして、第1位の「品質・耐久性(21%)」に次いで「使われる木材の生産地・由来(19%)」と、合法性に非常に注目する姿勢が窺えます（米国、英国、スウェーデン、ドイツ等8カ国8,564人での調査／Lippincott Study 2011）。



図 1-1 合法木材利用の提案を

住宅や家具などにおいて消費者への合法木材製品利用の提案力を備えておきたい。

### ■③商業施設、事務機器・家具等での可能性

店舗、商品ディスプレイ施設など商業施設、事務機器、オフィス家具などにも環境配慮型が広がってきています。チェーンストアでは店舗の建設に森林認証材を使用する例(ミニストップ)が出てきました。大型商業施設では木質空間を消費者に提案する事例が登場しています(「三井ショッピングパーク ららぽーと海老名」の子どもが自由に遊べる「ウッドキューブ」／ウッドデザイン賞林野庁長官賞受賞)。大手事務機器メーカーでは、認証材を使った商業施設内装製品、事務機器・オフィス家具などの製造・販売を積極的に手がけています。

また、自治体が商業施設(ビルのテナントオフィス、店舗等)での国産材使用の支援を進める事業例も登場しています。例えば、東京都港区が進める「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」です(2011年開始)。港区内の事務所、店舗等のテナント事業者が内外装材、家具等に「協定木材」または「合法木材」を使った場合、使用量に応じてCO<sub>2</sub>固定量を港区が認証する、という制度です。興味深いのはこの「協定木材」です。港区と協定を結んだ自治体は全国73市町村(2016年4月現在)あり、この地域の木材生産・加工・販売事業者は登録の上、「協定木材」の指定業者としてテナント事業者へ製品を販売することができるというものです。2016年6月現在74の協定木材または合法木材を使った施設(本制度認定)があります。全国市町村の木材産地、加工販売事業者と東京都港区に事務所や店舗を構える事業者を繋ぐ制度と言っていいでしょう。



**写真1-2** ららぽーと海老名キッズプレイエリア「ウッドキューブ」

大建工業株式会社、パワープレイス株式会社、三井不動産株式会社 「ウッドデザイン賞2015林野庁長官賞受賞」



**写真1-3** 港区複合施設「みなとパーク芝浦」

東京都港区に2014年オープン。国産木材の積極的活用による二酸化炭素削減への取組として同区が実施する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」のシンボルとなる建築物として、内外装に全国の69自治体から取り寄せた国産材が使用されている。

#### ■④木育と個人消費者での環境好感度商品市場の可能性

いま全国で木育活動が広がっています。環境教育とは違い、木材の利用を前提とした教育的取組が木育の特色と言われます。「木材を使ったよりよい暮らし、社会づくりを目指す運動としての性格」（浅田茂裕、2016）を活かした取組が木育の特長でもあります。

木育に触れたことをきっかけに親子で木の利用への関心が高まり、そして環境好感度という指向も重なり、一般消費者の木製品市場にも新たな可能性が広がっています。そこでは、合法木材というキーワードが意識改革へ繋がるきっかけも提供できるはずです。



図1-2 木材を使った子どもの遊び場  
「木育広場」を開設



## 事業者としてのメリット —経営が変わる、顧客も変わる

合法木材製品を手がけることは、以上に紹介した新たな市場やハウスメーカー、事務機器・家具メーカーなど全国規模で展開する事業者との取引の可能性を開く条件と言えるでしょう。同じ加工事業者、流通・販売事業者が産地ぐるみで共同生産・共同販売体制を作り、高品質の商品を大手小売り事業者へ販売するための体制づくりが可能となります。

また、合法木材製品を加工・流通・販売することで、自社の顧客信頼度を高めたり、従業員の自信やプライドにも繋がるなど、経営面での副次効果も見逃せません。



図1-3 合法木材製品の取扱い、顧客の信頼はもちろん従業員の自信やプライドにもなる

資料：林野庁「平成26年度森林・林業白書」、東京都港区環境課「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度説明資料」、ウッドデザイン賞運営事務局「ウッドデザイン賞コンセプトブック2015」

# 民間企業での自主的取組のいろいろ 合法木材利用に向けて

国などの公的機関での調達については、グリーン購入法での規制が定められていますが、民間については努力目標とされています（「合法木材の利用拡大 グリーン購入法に基づく証明制度」p.36参照）。

民間企業・業界では、いち早くから環境配慮型の資材調達などを定める行動規範づくりが進められています。主な取組を紹介します。

## 業界団体の環境自主行動計画

### ■建設業の環境自主行動計画 第6版 2016-2020年度 （一般社団法人日本建設業連合会）

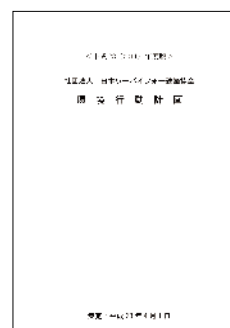
日本建設業連合会は、「建設業の環境自主行動計画第6版」をまとめ、そのなかで新たな課題として、違法木材への取組を取り上げています。

建築業として、違法伐採の撲滅に向け合法木材の調達・活用に努めていく一方で、型枠用合板の大半を占める外国産材に代わって、国産材を使った合板の製品化に向けた実証事業に協力していくことを述べています。



### ■平成23(2011)年度版環境行動計画 （一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会）

環境に配慮した木材調達の推進目標を定め、持続可能な森林から産出された木材の使用、森林認証材の使用、国産材・地域産材の使用への配慮をガイドラインにまとめています。



### ■環境行動計画エコアクション2020 （一般社団法人プレハブ建築協会）

プレハブ建築協会でも、会員各社における木材調達の管理体制の確立と「森林保全に配慮した木材」の調達推進を具体的施策としています。



住宅メーカーでは、2007年以降、各企業が独自の木材調達ガイドラインを相次いで定めて、合法木材の調達・活用に取り組んでいます。主な取組は以下のとおりです。

#### ■生物多様性保全のためのミサワホームの木材調達ガイドライン (ミサワホーム株式会社)

ミサワホームでは、「木材調達ガイドライン」のなかで、森林供給源の合法性への検証と、森林認証を受けた木材を使用することを定めています。



#### ■住友林業グループC S Rレポート2015 (住友林業株式会社)

住友林業では、C S Rレポート2015の「持続可能な木材調達」のなかで、「合法性」が確認された木材の調達に、今後も取り組んでいくことを述べています。



#### ■クララのもり (積水ハウス株式会社)

積水ハウスは、「木材調達ガイドライン10の指針」を策定し、持続可能な木材利用を可能にするため、環境に配慮し、社会的に公正なフェアウッド調達に取り組んでいます。

また、フェアウッドの考え方を伝える絵本「クララのもり」を作成し、消費者に配布しています。



#### ■「オフセット印刷サービス」グリーン基準ガイドライン (2006年改定版)

##### グリーンプリンティング認定制度申請の手引き (一般社団法人日本印刷産業連合会)

日本印刷産業連合会は、「『オフセット印刷サービス』グリーン基準ガイドライン (2006年改定版) グリーンプリンティング認定制度申請の手引き」で、バージンパルプが原料として使用される場合には、原料とされる原木が、合法的に伐採されたものであることを判断基準とするとしています。



資料：林野庁「合法木材の利用拡大に向けて」2016年2月



# オリンピック・パラリンピックと 合法性・持続可能性に配慮した 木材調達

オリンピック・パラリンピック関連施設は、国際的に注目される公共建築市場でもあります。近年、建築資材などの調達で、合法性・持続可能性が求められる動きが継続しています。2020年東京大会も同様です。

## 合法性・持続可能性に配慮した 調達基準に定める認証木材利用

資材調達の合法性・持続可能性が具体化したのは、2010年バンクーバー大会(冬季)からです。2012年ロンドン大会では、木材・木材製品や紙製品の調達では、合法性・持続可能性が原材料調達基準ではっきりと示され、同様に、2016年リオデジャネイロ大会でも木材・木材製品、紙製品の合法性・持続可能性が求められています。

2010年のバンクーバー冬季五輪では、環境配慮型建築物をランク付けするグリーンビルディング認証「LEED」が導入され、結果的に地元であるカナダのブリティッシュコロンビア州のFSC材が大量に使用されました。

2012年のロンドン夏季五輪では認証材としてFSC®とPEFCの使用が認められ、主会場となったオリンピックパークでは1万㎡以上の認証材が使用されました。しかし、その多くはイギリス以外の木材でした。

2016年リオデジャネイロ大会では全ての木材がPEFC、CERFLOR(ブラジル版森林認証)、FSCによる認証材で調達されることになっています。

### バンクーバー冬季大会(2010年)の各施設

■バンクーバー冬季大会(2010年)では多くの施設の整備に木材が使用されたが、これらは主にBritish Columbia州が供給。FSC認証材、かつ風倒被害や虫害に遭った材を積極的に活用。



British Columbia産材が使用された施設・設備 (出所) Naturally Wood Report

図 1-4 2010年バンクーバー大会での認証材使用

## 2012 ロンドンオリンピック・パラリンピック

ロンドン・オリンピックパーク（木材利用量12,500m以上）  
FSC/PEFC プロジェクト認証（メガプロジェクト）



図1-5 2012年ロンドン大会のメイン会場  
オリンピックパークでの認証材使用

図1-6 資材調達の合法性・持続可能性が明記された調達基準  
（ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会）



## 持続可能性に配慮した 2020年東京大会調達方針

「環境を優先する2020年東京大会」を公約とした東京五輪。その計画では、社会性、環境性に配慮した製品・サービスを調達するため、製品・購入に関する厳格な基準及びガイドラインを作成するとしています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）では、東京大会での持続可能性に配慮した「調達コード」の基本原則を2016年1月に示しており、違法伐採木材等の使用回避を示していますし、サプライチェーンにおいても調達コードとトレーサビリティ、透明性の確保を求めています。

また、2016年6月に組織委員会が策定した「持続可能性に配慮した木材の調達基準」では、合法伐採であること、持続可能な経営が行われている森林からの由来であることなど5つの基準が示され、その基準をクリアすることが求められています。

資料：林野庁「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた木材利用の実現可能性調査事業」平成27年5月、FSCジャパン事務局「オリンピックにおけるサステナビリティサプライチェーン FSC認証木材・認証紙の利用事例」2014年12月

# 2020東京五輪における 持続可能な木材の利用

2020東京オリンピック・パラリンピックでも木材（その他資材）の合法性・持続可能性は求められます。都道府県、全国の木材関係業界では、森林認証(CoC)の産地ぐるみ取得など、採用に向けさまざまな努力が続けられているところです。2020東京五輪で持続可能な木材利用の意味を整理します。

## 1. 持続可能性のシンボル

木材は再生産可能な資材であり、調達基準を満たした木材を利用することで、木材利用が森林の多面的機能の持続的な発揮に貢献するというメッセージを五輪を契機に世界に発信するシンボルになります。

## 2. 世界の眼が注目

新国立競技場などに利用される日本の木材製品に世界の眼が向けられ、日本の高い木材利用の技術力、木の伝統・文化など日本らしさを世界にアピールする絶好の機会でもあります。

## 3. 厳しい市場

合法性のほか、品質、納期、設計変更に由来する仕様修正対応力、価格などで国内外産地・供給事業者が調達採用を競い合う厳しい市場です。言い換えると、ここを制する力を備えたら、さまざまな公共・民間建築等木材製品市場獲得の可能性がグンと広がります。

## 4. 安定供給体制づくり

厳しい市場をクリアするためには、木材関係業界ぐるみの技術革新、品質改良、マーケティング能力を備えた販売体制をどうつくっていくか。そうした安定供給体制づくりが重要です。

それは2020年以後の市場獲得の可能性を広げてくれる土台となります。



写真1-4 新国立競技場のデザイン

新国立競技場のデザイン／大成建設・梓設計・  
隈研吾建築都市設計事務所JV作成／JSC提供

## 2章

# 合法木材市場の 広がり

# 合法木材市場の広がり①

## 公共建築物

合法木材市場としての第1は、公共建築物です。この分野は、国ではグリーン購入法により合法木材利用が義務づけられ（都道府県・市町村は努力義務）、さらに木材利用促進が法律（公共建築物等木材利用促進法）で定められています。地域のシンボルとして合法木材利用を人々に印象づける副次効果もあります。

### 国での広がり

公共建築物等木材利用促進法（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）が2010年5月に成立し、同年10月に施行されました。我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響により森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっています。

このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより、森を

#### 公共建築物等での木材利用の事例①

##### 国の施設

横浜植物防疫所つくばほ場



国営アルプスあずみの公園



国営明石海峡公園



##### 県の施設

岡山県：農業大学校研修交流ホール



徳島県：森林研修会



図2-1 国や県の施設



育て、林業の再生を図ることが急務となっています。

本法律は、こうした状況を踏まえ、現在、木造率が低く(2008年度7.5%床面積ベース)今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとしています。

## 市町村での広がり

「公共建築物等木材利用促進法」の目的は、国や地方公共団体が率先して木造化等を進めることにより、林業の健全な発展、森林の適正な整備等に寄与することです。

国や都道府県のほか、市町村でも木材利用方針の策定を進めています。木材利用方針を策定した市町村は、1,512市町村(2016年3月31日現在)で、全市町村の87%に相当します。



図 2-2 市町村の施設

資料：林野庁 HP「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律のうち市町村方針の策定状況」、林野庁「日本の森林・林業の現状と公共建築物等への木材利用の推進」2014年1月、横浜市 HP「公共建築物における木材利用促進について」

## 合法木材市場の広がり②

# 住宅での使用木材は、 トレーサビリティ重視へ向かう

### 自治体の住宅補助で重視される トレーサビリティ、地産地消

合法木材市場の広がりの第1は、なんと言っても住宅建築用材です。大手ハウスメーカーの環境配慮型木材調達指針（「民間企業での自主的取組のいろいろ 合法木材利用に向けて」p.14参照）は、合法木材の1つの流れです。

もう1つは、木材の由来をはっきりさせるトレーサビリティです。木造住宅着工への補助制度（都道府県、市町村等全国多数）は、これを重視した考え方が取られており、これも合法木材市場に繋がるしくみと言っていいでしょう。ここでのトレーサビリティは言い換えると住宅用材の地産地消を促すものと言えます。

トレーサビリティの実現に向け、県産材の品質保証を含めたブランド化を推進する上で、木材トレーサビリティのガイドラインを示す県もあります。また、最近ではICタグやQRコードを活用し、IT技術で産地情報を事業者間で共有する手法も普及し始めています。

消費者からすれば、自分が建てる住宅の木材がどの林業地で育てられ、どこで製材されたかを知ることが、産地との絆意識、ひいては林業や生産者への関心を高めます。産地情報を提供するハウスメーカー、工務店に対しては、品質保証裏付けの根拠として受け止められ、施主からの信頼感向上をもたらします。

地域材を活用した建物の購入者や使用者にとって、長期間の安全を担保し、安心につながるのが木材のトレーサビリティです。





図2-3 福井県木材トレーサビリティ認証制度

第三者機関となる福井県木材組合連合会の認証制度を認定市場や認定製材工場が使用して、携帯電話で履歴情報が読み込めるQRコードとバーコードを登録した認証ラベルを丸太や製材品に貼付し、合法木材の流れを明らかにする。

## トレーサビリティが明確な、地元木材使用を支援するしくみ

全国の都道府県や市町村では、地域材を使って住宅を建てる際の助成制度が多数作られています。ここでは、確実に地元の顔の見える木材で地産地消を目指すという考え方が共通しています。

自治体の助成制度は様々ですが、おおむね次のような内容を備えています。

- 住宅建設に使う材の指定 地域材、地域産の認証材など
- 木材使用基準 主要部材50～70%以上といった指定が事例から一般的です。
- 助成内容 例えば、
  - ・使用した材積×基準額を助成
  - ・柱の本数×基準額を助成
  - ・融資資金の金利優遇、利子補給など
  - ・使う材の無償提供(県産材など)

といった具合です。

資料：木を活かす建築推進協議会「国産材利用に関すること」2013、木を活かす建築推進協議会「トレーサビリティシステム確立検証」報告書2011、三浦逸朗「地域材利用促進のための木材トレーサビリティシステムに関する研究」、2015全国木材組合連合会「合法木材ハンドブック」

## 合法木材市場の広がり③

# 中小工務店による地域型の ブランド住宅づくり

大手ハウスメーカーも木材調達など持続可能性・環境配慮型への動きを強める中、各地域の中小工務店が手がける地域型の住宅にも新しい波がきています。地域産材を使った住宅のブランド化を関連業界連携で取り組むスタイルです。

大手ハウスメーカーと違い、中小工務店にとっては1事業者で新たなブランド住宅づくりを行うのはなかなか難しいものです。だからといって手をこまねているわけではありません。カギは、関連事業者の連携によるグループ生産体制です。これにより消費者へ、地域産の木材を使った、高品質、新たな提案を載せた地域型住宅のデザイン設計・施工・販売が可能になりました。

例えば、地域産木材を使った、中小工務店グループによる住宅生産を支援する「地域型住宅ブランド化事業」（国土交通省補助事業）には、全国から多数の事業グループからの応募があります。2012～2014年度の3カ年で、全国1,698グループ（工務店＋設計事務所＋原木供給・製材・加工・流通事業者）から応募があり、1,434グループが補助事業対象として採択されています。

この補助事業に応募したグループ以外でも地域型の住宅を手がけるグループもあることから、相当数の事業者がグループ連携により地域産材を使った住宅生産を手がけている実態が見えてきます。

\*  
グループ当たりの平均  
構成員数は58.4社で、  
業種別には、原木供  
給、製材・集成材製造・  
合板製造、建材（木材）  
流通、プレカット加工、  
設計、施工の各事業  
者となっている（2014  
年度第1回応募分）。  
補助内容は、1戸当  
たり建設費の1割以内か  
つ100万円限度  
資料：地域型住宅ブラン  
ド化事業評価事  
務局サイトより

## 合法木材の強みを生かす —木材・木材製品の産地証明

こうしたグループに入り、ブランド化住宅づくりを行うことで、自社だけでは到底事業化が難しかった新たな高品質市場へ参入する道が開けます。そのカギが合法木材です。合法木材としての証明があれば、すなわち産地証明となりますから、グループ参入条件はクリアしたと言えるでしょう。

しかも、木材の産地証明があれば、前述の補助事業（「地域型住宅ブランド化事業」）では補助額が加算されることもあり、大変有利です。

地域産木材を使ったブランド住宅には、

- その地域の気候風土にあった設計、デザイン
  - 産地由来がはっきりした国産木材など、建築材料の地産地消
  - 確実な施工技術
  - 仕様、積算、資材調達に関する共通ルールへの信頼・安心感
- など、さまざまな点で高品質を目指しています。

中小ならではの良さをグループ連携で生かす方式は、新たな市場を創出する可能性を秘めています。

## ブランド化グループの連携体制のイメージ

地域型住宅ブランド化事業に取り組むグループづくりには4つのパターンが考えられ、実際、このパターンでグループづくりが行われている。

### 木材関連事業者がリードするケース

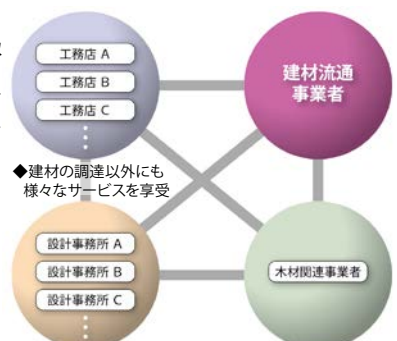
- 原木供給、製材業、プレカット業等の地域林産業者を中心とし、取引先工務店と連携体制を構築



◆品質・性能を明らかにした地域材の安定的な供給による住宅生産体制の構築

### 建築流通事業者がリードするケース

- 木材をはじめとした各種住宅建材を取り扱う建材流通事業者が、住宅建材の供給することにより、連携体制を構築し、工務店の技術力向上を図る。

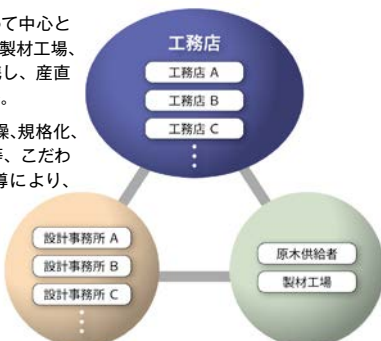


◆建材の調達以外にも様々なサービスを受

◆安定的な木材販売が可能

### 工務店がリードするケース

- 工務店が数社集まって中心となり、原木供給者、製材工場、設計事務所等と連携し、産直住宅生産体制を構築。
- 木材利用に、天然乾燥、規格化、SGEC 認証100%等、こだわりの持つ工務店主導により、川上から川下まで一貫した住宅生産システムを実現

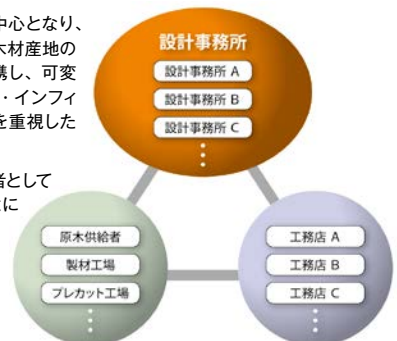


◆スパン表を活用した、耐震性と可変性を確保した設計

◆地域材の需要のまとまりを担保とした、安定的な木材の供給

### 設計事務所がリードするケース

- 設計事務所数社が中心となり、供給先の工務店、木材産地の木材供給業者と連携し、可変性をもつスケルトン・インフィル等、住宅の設計を重視した取組。
- 設計事務所が第三者として施工管理を行うことにより、住宅の品質の客観性を確保する等。



◆設計側から求められる部材を安定的に供給

◆施工管理等を設計事務所が担当することにより、住宅の品質管理の客観性を確保

図2-4 地域型住宅のブランド化をすすめる生産者グループのモデル事例

資料：全国木造住宅生産体制協議会「木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業 報告書」2014年3月、国土交通省HP「地域型住宅ブランド化事業の拡充」

## 合法木材市場の広がり④

# 全国メーカー＋地域材で開発される オフィス家具、事務機器

オフィス家具、事務機器、商業インテリアなどを手がける大手メーカーでは、原材料調達を見直し、いま地域材産地と共同で新たな製品を開発する動きが広がっています。合法木材はそのキーワードです。

### 愛されて使われる商品へー地域材産地と共同で製品開発

大手のオフィス家具・事務機器メーカーでは、環境行動計画に基づく原材料の調達方針を打ち出していますが、さらに一歩踏み込んで日本各地の地域材産地と共同での製品開発に乗り出す事例が相次いでいます。なぜでしょうか。外国産にはない国産木材（広葉樹材を含め）の良さを活かすという材質的なことはもちろん、最終ユーザーである企業従業員や商業施設来場者に愛されつつ使われる商品を求める姿勢の現れと言われます。地域材には、それぞれの山村の自然や文化的背景があり、そうした情報を商品にのせてユーザーに送り届けることで、ひと味違う高品質を打ち出せるというデザイン哲学でもあります。

### 地域材商品の事例

事務用品最大手のコクヨグループの株式会社カウネットでは、高知県内の森林組合と共同でヒノキ間伐材を使った「結の森」でオフィス家具や事務機器を開発・販売しています。シリーズ名になっている「結の森」とは、高知県四万十地域の森の保全活動を、コクヨグループと地元森林組合や地域の人々とで実施するプロジェクトのこと。その活動から、地域材を使っ



写真2-1 カウネット「結の森」シリーズ

高知県の森林組合とコクヨグループが共同開発し、カウネットで販売するヒノキ間伐材加工製品のいろいろ



た製品開発も共同で手がけることとなったのです。

オフィス家具大手の株式会社イトーキは、北海道から鹿児島県まで全国各地の地域材(スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ、カバ、クスギ等)を使ったオーダーメイドのオフィス家具・機器を生産・販売しています。「エコニファ/Econifa」と名付けられたシリーズで、地域材を使用することで、産地の林業を支援する、という考え方をデザイン・コンセプトに取り入れ、自治体や民間企業等にアピールしています。

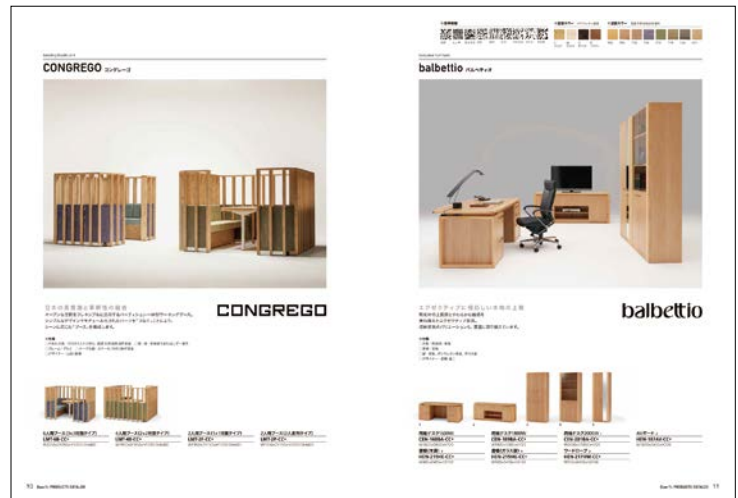


写真2-2 イトーキ「Econifa®」(エコニファ)シリーズ

オフィス家具大手の株式会社内田洋行も林業復活を旗印に、「WooD INFILL」シリーズの空間デザイン(間仕切り等)製品を、栃木県の産地(鹿沼市)と共同で開発し、各地域の地産材を活用し生産しています。

これら大手は、すべて環境配慮の行動計画に基づく原材料調達とうたっています。こうした動きに合わせ、木材・木材製品納入や共同開発への参入を目指すには、合法木材を取り扱っていることが優位性をもたらしてくれます。

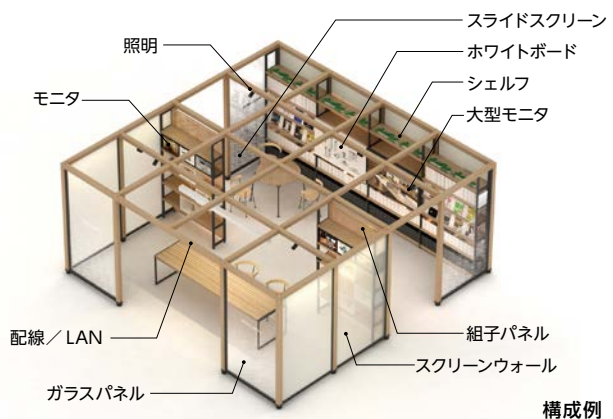


写真2-3 内田洋行「WooD INFILL」(ウッドインフィル)シリーズの商品モデル

# 合法木材製品の消費者PR

現状では、「合法木材」はまだまだ一般消費者になじみのある言葉とは言えず、普及はこれからの課題です。それを前提に、合法木材製品を、どのように消費者にアピールしていけばよいのでしょうか。市場提案、マーケティング、PR手法を考えてみましょう。

## 消費者が集う空間での体験を演出

「合法木材」の意味を言葉で説明して、仮に理解してもらっても、商品の選択にはなかなか結びつかないものです。合法木材という言葉、考え方になじみがないだけになおさらです。むしろ、木材を使った安心空間、心地よさ、品質の良さを体験してもらい、さりげなく原材料が合法木材であることを伝えていく。すると自分が体験した商品の価値がより高まったと感じてもらえるはずです。まずは、「理屈より体験」という考え方です。

### ■店舗全体が国産材製品のプレゼン空間——無印良品有楽町

1～3階のフロアー全体に国産材の空間を配置し、店舗全体が木材活用をアピールしているような印象を受けます。スギの本棚(書籍売り場)、木育広場の併設、インテリアカウンターでは木の什器など国産材の魅力を店員が消費者に伝えるなど、双方向のコミュニケーションが際だっています。



写真2-4 店内にスギ材のディスプレイを採用した国産材プレゼン空間の店舗



## ■生産地と生産者を伝える家具、クラフトショップの展示会

首都圏など消費地に出店している家具・クラフトショップは、林業地や家具の産地や作り手、山村地域の自然・風土などを写真、映像などによる展示で紹介するイベントを度々催しています。商品の背景にあるそうした情報を消費者に伝えることで、商品の価値、原材料である木材をより理解してもらい、産地や作り手の思いも伝えることでより商品への共感を得ようという試みです。家具、クラフトは、その商品特性から長い付き合いとなるものばかり。背景を理解する消費者は、産地の応援者でもあり、商品の良さや作り手の思いを口コミで伝えてくれるコミュニケーターでもあります。

国産材のオリジナル家具製造・販売会社ワイス・ワイスは、北海道から沖縄に至る各地の林業地と共同で家具の開発・製造を行い、首都圏の自社店舗、通信販売でオリジナル家具を販売しています。トレーサビリティ、合法性を顧客にアピールし、国産材をブランド化する経営方針に特色があります。同社が都内イベント会場で実施した展示「森から街、そして未来へくつながら暮らし展」では、宮崎県諸塚村など同社製品の木材産地が紹介されていました。



写真2-5 産地や生産者を紹介した家具メーカーの展示

## ■カーディーラーが「県産木材ふれあい店」に ー ネットヨタ山口 長門店

木材の地産・地消を目的に、山口県が推進する「県産木材ふれあい店」の第1号にカーディーラーが選ばれています。店舗内では、県産木材を使用した調度品(棚、ベンチ、カウンター)、来客者家族の子ども向け遊具コーナー、やまぐちブランド商品「シイの木フローリング」が設置され、木のある空間を消費者に強くアピールしています。このフローリングは、長門市内の製材・木材加工事業者が県産材で製造したオリジナル製品です。

山口県では、展示効果の高い公共施設等での木材利用支援の取組として「県産材ふれあい店」登録を進めており(やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が登録実施)、JR新山口駅、道の駅や一般店舗などが登録されています。



写真2-6 県産材のフローリング、ヒノキの棚などが置かれた店内

# 合法木材利用拡大に向けた 木材利用教育

「合法木材」を一般消費者にどう理解してもらうか。今後の利用拡大のカギです。さまざまな情報提供はもちろんのこと、消費行動にどう結びつけるかがポイントです。そこで考えられる1つの手法が、木材利用を前提とした体験型教育です。

## 木の家を学ぶ―施主家族の体験教育

一生のなかでも住宅は大きな買い物ですから、誰もが事前リサーチには余念がありません。そうした消費者をさらに一步「学び」の場へと誘い込む活動が各地に広がっています。品質も、作り手も、そして材料にも納得・安心できる住まいとは何か。それを工務店、設計者などと共に、さまざまな見学・視察などの体験を通じて学ぶ活動です。一例を挙げます。

「つくばスタイル 木の家くらぶ」（協同組合茨城県木造住宅センター運営）は、施主となる一般消費者をメンバーに、サポートチームが一体となって県産材を使った木造住宅の情報提供、学習活動を行うしくみです。サポートチームには、地元専門家（大工棟梁、木材業者、建築家、インテリアデザイナー、不動産業者）、情報サービス提供機関である「茨城住まいの情報館～いばらきの家」、建設・販売事業者である茨城県木造住宅センターで構成されます。

活動内容としては、

- 木を知る・体験する活動：林業現場、製材工場、木材市場などの見学
- 木造住宅を知る・体験する：棟梁、建築家、研究者を訪ねる
- 地元であるつくばを知る・体験する：地元バスツアー、気候・風土・特徴

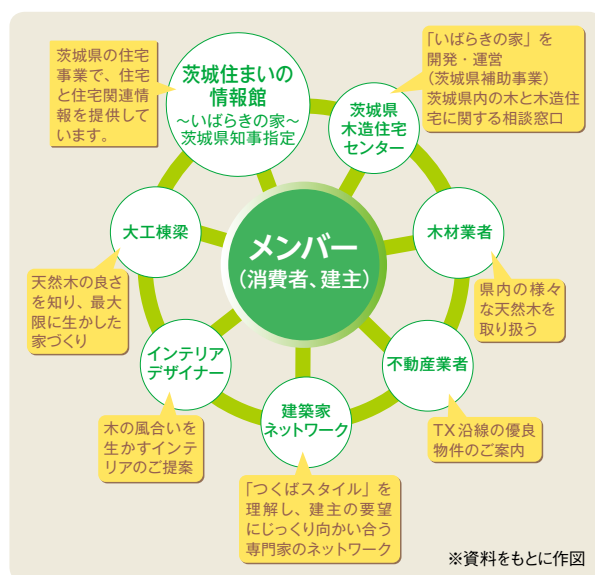


図2-5 「つくばスタイル 木の家クラブ」のメンバー構成

### セミナー

その他、家づくりワークショップ、家の絵本の読み聞かせ会、地域和紙を使ったランプシェードづくり、組子コースター教室など、家族で参加できるイベントも開催されています。

こうした学びの活動で、県産木材への意識、木材や地産地消への関心が高まり、家を造った後の満足度も高まったそうです。住まい手としてその後の学びの活動にも継続参加するなど、住まいの消費者が新たな木の情報発信者となってくれるという副次効果も報告されています。

## 「木育」の広がり—家族ぐるみで木材利用を学ぶ体験教育として

2004年に「木育」が北海道で発案されて以来、木育に関する事業やイベントは全国に広がって来ています。森林教育、環境教育と同様と取られがちですが、「木材利用教育」としての性格を持っていること、教育の範疇を超え、「木材を使ったよりよい暮らし、社会づくりを目指す運動としての性格」をもつこと、などが木育であるとされます(浅田、2016)。

木育の場合は、家庭や教育の場での子育てだけではなく、公共的空間・環境づくり、地域づくりまで広がってきています。木材を使うことの意味や価値を学ぶ中から、木材利用を実践し、また人々に伝えていく人材も育ってくると期待されます。即効性はありませんが、人々の生活・生き方に関わる息の長い木材利用教育としての役割・価値は高まってくると考えられます。



写真2-7 さまざまな木育の場面。子育てから地域づくりまで

資料：木育・森育楽会実行委員会「平成27年度 木育・森育 楽会誌～集いと学びの記録」、一般社団法人全国森林レクリエーション協会「森林レクリエーション2016-5 No.348」、つくばスタイル木の家クラブHP



## 触れて体感、木のあたたかさ、やさしさ

国産材を消費者にPRするイベントでは、子どもも保護者も一体となった家族ぐるみで木に触れる機会が提供されています。体験型イベントへの参加を通じて、家族ぐるみの木育が広がり、木の利用に対する消費者意識を高めてくれます。

(写真の展示は、いずれも全国木材組合連合会出展)



東京おもちゃショー 2015「キッズライフゾーン」



エコプロダクツ 2015「木のつみきコーナー」  
指導・埼玉大学教育学部 浅田茂裕教授



エコプロダクツ 2015「木のおもちゃバー」  
各地から集めた木製おもちゃを展示し、  
児童・生徒が希望するおもちゃをリクエストしてもらい、  
バー風のカウンターの上で自由に触れて遊んでもらう。  
指導・埼玉大学教育学部 浅田茂裕教授

# 3 章

## 合法木材利用の 制度



# わが国の 違法伐採対策の基本方針

## 違法に伐採された木材は使用しない

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な問題です。

わが国では1998年の英国でのサミットにおいて「G8森林行動プログラム」（違法伐採対策を含む）に合意し、2000年「G8九州・沖縄サミット」以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、違法伐採対策の重要性を一貫して主張してきました。

さらに2005年に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットの結果を踏まえ、新たな違法伐採対策として「グリーン購入法」（※詳しくはp.36参照）により、合法性・持続可能性が証明された木材を政府調達の対象とする措置を2006年4月に導入しています。

## 合法木材の利用拡大を推進する

それでは合法木材とはどんなものを指すのでしょうか。わが国では、林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した方法に沿って伐採時の合法性が証明された木材（国産材、輸入材を問わず）を合法木材としています。

まずは国や独立行政法人等による調達の対象として、合法木材の使用拡大を推進し、2017年からは民間にも拡大します（本テキストp.42参照）。

## 国内における取組

わが国の合法木材の利用拡大に向けた取組を紹介します。

### ■国内における対策の流れ

①「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定（2006年）

②合法木材推進のための予算の確保と補助事業の実施

③法令における合法木材の位置付け

グリーン購入法、公共建築物等木材利用促進法において対象とする木材・木材製品については合法性を要件にしています。

# 合法木材の 利用拡大に向けて

## 合法木材の位置づけを高めてゆく

違法伐採対策の一環として、「合法性が証明された木材」をグリーン購入法によって政府調達の対象とする取組によって、一定の供給体制が整備されてきました。また2010年に公布された「公共建築物等木材利用促進法」の基本指針で「低層の公共建築物は原則全て木造化」と明記され、合法性が証明された木材・木材製品が対象とされました。

このように政府や地方自治体の木材利用拡大の流れの中で、「合法性が証明された木材」は要件の1つとなり、利用価値が高まっています。

こうしたことを背景に、合法性が証明された木材製品の拡大や証明の連鎖の拡大が見られるようになってきました。

## 合法木材利用の意義を伝える

合法木材利用の意義について、以下の3つに整理できます。

- グリーン購入法の着実な取組により、国内外の森林の整備・保全に貢献することを広くPR
- 公共建築物等木材利用促進法の着実な取組により、合法木材による木造化・木質化を推進することで潤いのある快適な公共空間を創出
- 違法伐採材を排除することを通じて、企業のCSR等の観点からも大いに社会にアピール

また、2015年2月にグリーン購入法の特定調達品目に国産間伐材等を活用した「合板型枠」が指定されました。鉄筋コンクリート建築などに必要不可欠な合板型枠に合法木材を積極的に利用していくことで、合法木材推進の上で大きな力になると期待されています。

# 合法木材の利用拡大 グリーン購入法に基づく証明制度

## グリーン購入法で合法木材利用促進

2000年5月に、「グリーン購入法」が制定されました(正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」)。この法律は、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービス(環境物品等)の調達を推進することに加え、地方公共団体や事業者、国民も環境物品等を調達・選択するよう定めています(努力義務、一般的責務)。

こうしたことから政府は、2006度から伐採時点における合法性等が文書などで証明された木材・木材製品(合法木材)を優先的に購入することとなりました。

国の機関、国立大学や研究所などの独立行政法人では、木材を使った製品を買ったり建築物を造成するときの仕様書に、合法性が証明された木材を使用するように求めることとなっています。また、都道府県、市町村もそれに倣って合法木材の優先購入を実施しています。

## 対象となる品目

グリーン購入法で対象となる木材・木材製品(木質材料が原料として使用されているものも含む)の品目は、次の7分野です。これらの品目についての具体的な合法性の証明方法は林野庁が定めた合法木材ガイドラインによります。

- ①紙類(コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパーなど)
- ②文具類(ノート、封筒、バインダー、付箋紙など)
- ③オフィス家具等(いす、机、棚など)
- ④OA機器(記録用メディアなど)
- ⑤インテリア・寝装寝具(ベッドフレームなど)
- ⑥公共工事(製材、集成材、合板、単板積層材、合板型枠など)
- ⑦役務(印刷など)

## グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

### 目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ①国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ②情報の提供など

### 国等における調達の推進

#### 「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



#### 国等の各機関（第7条、第8条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表  
環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

### 地方公共団体・地方独立行政法人（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）



← 環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

### 事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、  
環境物品等を選択  
（一般的責務）

### 情報の提供

#### 製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

#### 環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

#### 国（政府）

- ・製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ・適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

図3-1 グリーン購入法の仕組み

資料：林野庁HP「違法伐採対策」、一般社団法人全国木材組合連合会HP「合法木材ナビ  
木材・木材製品を調達する皆さまへ グリーン購入法と合法木材」、環境省HP「グリーン購入法.net」「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」2016年2月

# 合法木材の証明方法 林野庁ガイドライン

## 合法性と持続可能性を証明

林野庁では、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を2006年2月に定めました。

### 用語の定義

#### ①合法性

伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたものであること。

#### ②持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

#### ③森林認証制度

森林認証管理団体が定めた森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づき、独立した第三者機関が森林又は経営組織などを審査・認証する仕組み。

#### ④CoC (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を審査・認証する仕組み。

#### ⑤分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

### 3つの証明方法

#### ①森林認証・CoC認証制度を活用した方法 (SGEC、FSC、PEFC等)

**SGEC** : Sustainable Green Ecosystem Council  
(一般社団法人緑の循環認証会議)

**FSC** : Forest Stewardship Council®  
(森林管理協議会)

**PEFC** : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes  
(PEFC 森林認証プログラム)

#### ②業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法 (2015年度末で12,338事業体が参加)

#### ③個別企業による独自の取組による証明方法 (製紙業界等)



## ① 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証制度及びCoC認証制度は、一定の基準に基づき適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林を第三者機関が審査・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する方法です。

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がCoC認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要です。

## ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成しています。

この自主的行動規範は、当該団体の構成員(事業体)が合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に向けた取組が適切である旨の認定等(例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等)を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表するものです。

具体的には、認定を受けた事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類(証明書)を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行います。

## ③ 個別企業等の独自の取組による証明方法

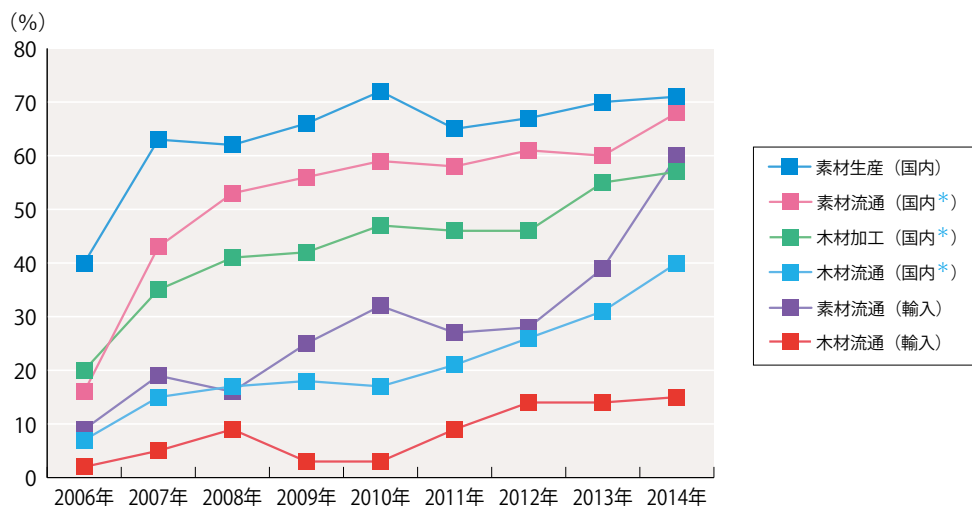
規模の大きな企業等が上記①又は②の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行います。

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法(上記②)と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要があります。

資料：林野庁「合法木材の利用拡大に向けて」2016年2月、一般社団法人全国木材組合連合会「違法伐採問題への木材産業界の取組み」2015年9月7日、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」2006年2月

## 参考データ 認定事業者の取扱実績

2006年からスタートした業界団体認定事業者による合法木材の取扱は年々増えてきており、2015年の実績は次の通りです(図3-2)。また、認定事業者も着実に増えてきており、全国で1万2,000を超える事業者が登録されています(図3-3)。



※全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した認定団体、認定事業者の取扱量に占める合法木材の集計値である。 \*国内における流通加工業に係るもので、一部輸入材も含む

図3-2 合法木材の取扱割合

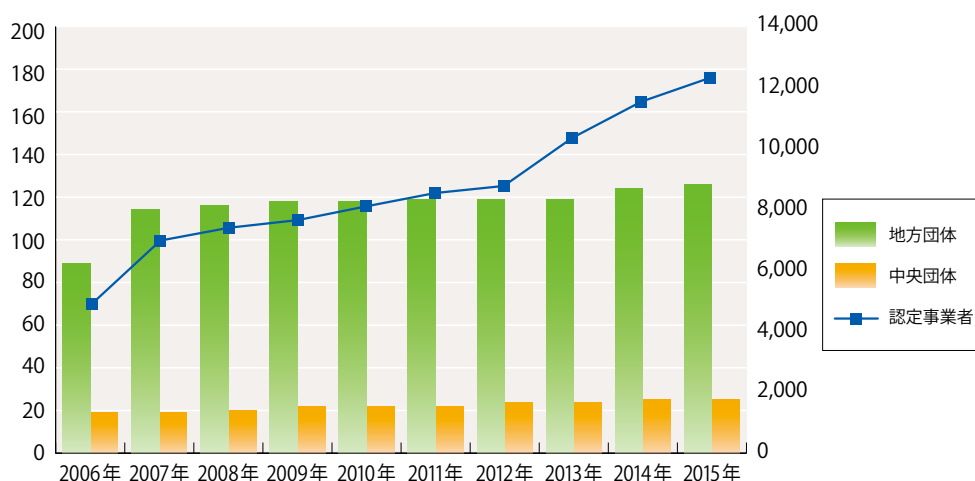


図3-3 合法木材の証明 業界団体の認定 認定団体と認定供給事業者の推移

資料：全国木材組合連合会「合法木材ハンドブック」

## 参考データ わが国の森林認証、CoC認証の実績

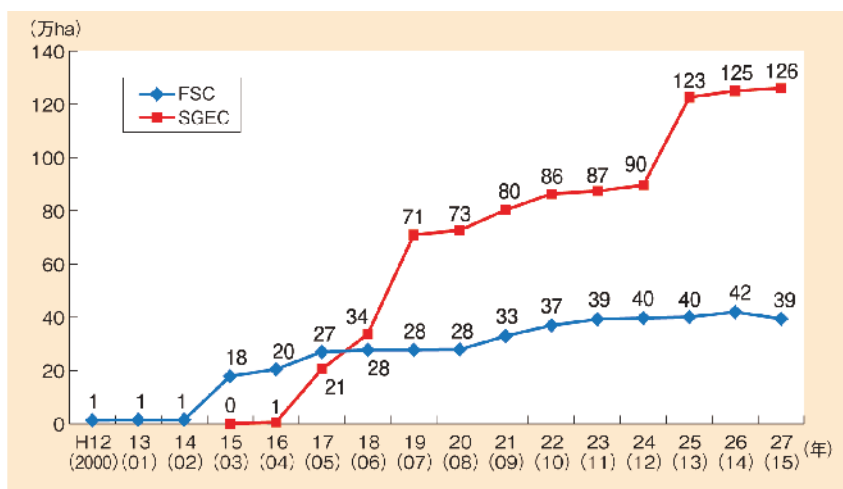


図3-4 わが国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移

資料：林野庁「平成27年度 森林及び林業の動向（森林・林業白書）」

認証森林から生産された認証材は、外見だけでは非認証材と区別がつかないことから、両者が混在しないことを証明する仕組が求められます。そこで認証材の加工及び流通過程で、その他の木材と分別して管理するために、各工場や流通過程で木材・木材製品の分別管理体制を審査し、認証する制度としてCoC認証が導入されています。

認証材を取り扱うにあたってCoC認証の取得が必要な理由がここにあります。

現在、世界で延べ3万以上、わが国では延べ約1700事業者がSGEC、FSC、PEFCのCoC認証を取得しています。

表3-1 日本のCoC取得事業者数

| 認証制度 | 事業者数             |
|------|------------------|
| SGEC | 375 (2016年5月現在)  |
| FSC  | 1047 (2016年5月現在) |
| PEFC | 191 (2016年5月現在)  |

資料：SGEC一般社団法人緑の循環認証会議HP、FSC HP「Facts & Figures May 6, 2016」、PEFCアジアプロモーションズHP「認証取得企業」

資料：一般社団法人全国木材組合連合会「違法伐採問題への木材産業界の取組み」2015年9月7日、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」2006年2月

# 合法木材ガイドラインからの発展 「合法伐採木材流通利用促進法」制定 (グリーンウッド法)

わが国の違法伐採対策は、合法木材の利用促進で違法伐採製品を駆逐するとの考えの下、国、政府機関など政府調達について定めた改正グリーン購入法、「木材・木材製品の合法性証明のガイドライン」(世界に先駆けて実施)を根拠に進められてきました。対象を政府のみならず民間にも拡大し、需要者側にも合法木材の流通利用促進を求める新法が制定されました。

## 強化の対象を民間、需要者側へ拡大

新法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(グリーンウッド法)」(2016年5月20日公布)は、次の2点でこれまでの対策を強化するものとなっています。

1. 民間事業者も対象となること
2. 供給者側のみならず需要者側も対象となること

1. については、政府調達だけではなく、広く民間事業者も合法木材利用への責務が発生します。具体的には、木材等の加工、流通事業者、木材・木材製品を利用する住宅産業、家具産業、紙・日用品産業それぞれの加工・流通・販売に関わる事業者は、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない、とされています。なお、小売事業者は本法律の対象外です。

2. については、丸太や製材、合板を取り扱う事業者(供給者側)のみならず、紙や家具等の取り扱い事業者や住宅建設事業者など、木材・木材製品を調達・利用する需要者側も「木材関連事業者」と位置づけられ、本法律の対象となっています。

なお、新法が施行され、事業者に適用されるのは、公布(2016年5月20日)から1年後の施行時からとなります。

## 「登録木材関連事業者」は市場からの高い評価を

本法律の対象となる事業者が、「木材関連事業者」です。この法律で言う「木材関連事業者」とは、丸太、製材、合板など木材・木材製品の供給者だけではなく、需要者側(紙、家具、住宅建築業など)も含まれ、取り扱う木材の合法性を確認することが求められています。

さらに、自社が取り扱う木材について合法性を確実に確認する木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができます。

「登録木材関連事業者」は、取り扱う木材の合法性が法的に認知されている事業者として、市場からの高い評価を得ることが期待できます。

## 合法の判断基準

合法性を確認するための目安となる判断基準は国が定め、関連情報は国が提供することとされます。

すでに林野庁が定めている証明のためのガイドラインに従った合法木材の証明(林野庁ガイドラインに示された3方法)も、判断の基準の1つとして取り入れられていくことも想定されます(p.38参照)。

## 合法木材市場の拡大へ

本法律の施行以後は、木材・木材製品の供給者側だけではなく、需要者側も合法木材の流通・利用が促されることになります。それに伴い、大手の加工・流通事業者も合法木材製品を積極的に取り扱い、取引先(小売業界等)や消費者にも合法木材製品の利用を自らPRする機運が高まってくると考えられます。

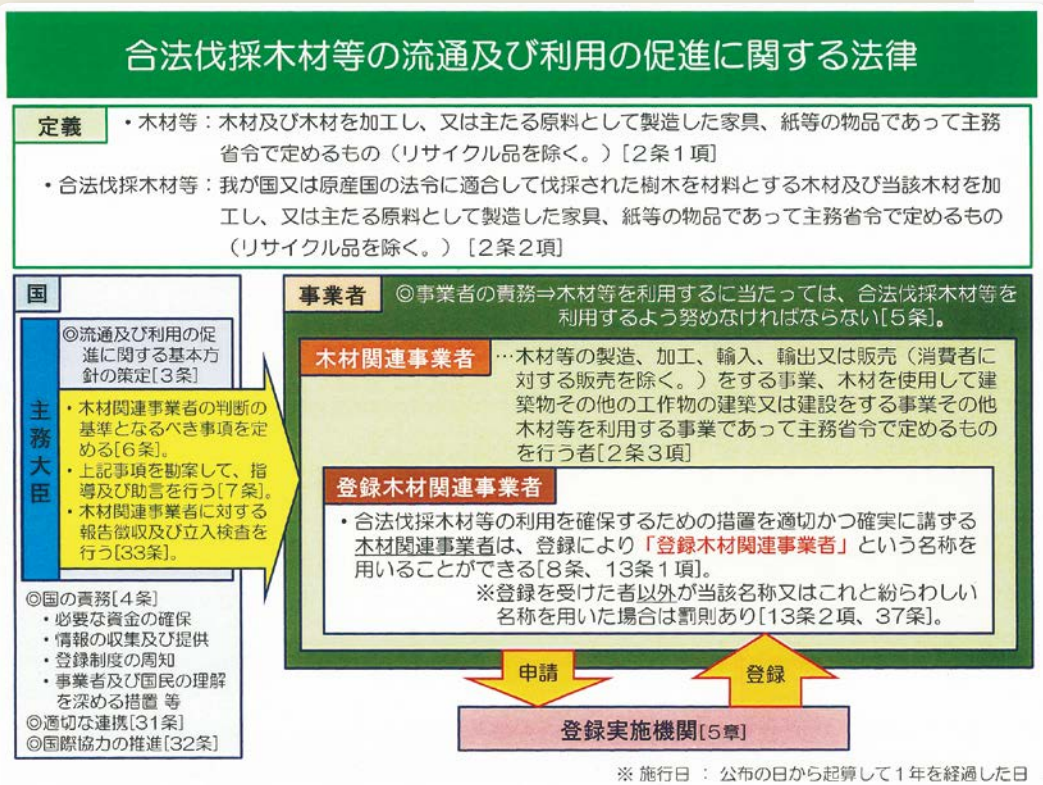
すなわち、川上側+川下側の業界が一体となった合法木材の利用促進に取り組む大きな枠組みができたことにより、利用促進が加速されるでしょう。林業、木材業界もこのチャンスを逃さず、業界や産地を挙げて市場を拡大する体制づくりに取り組みたいものです(詳細はp.19～「2章 合法木材市場の広がり」)。

資料：林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、  
官報(2016年5月20日)



## 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」 (通称：クリーンウッド法)

内容概要は、下記のとおりです。



資料：合法木材の利用を促進する法律（クリーンウッド法）、衆議院法制局

# 参考資料

違法伐採対策、  
合法木材の証明方法等

# 違法伐採の現状と問題点

## 違法伐採の例

「違法伐採」とは何かについて、国際的に合意された定義はありません。一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものと考えられます。

違法伐採の例としては、次のものが挙げられます。

### ■違法伐採の例

- ① 国立公園や保護区の森林など、伐採禁止エリアでの伐採
- ② 正規の許可を受けていない伐採（許可証の偽造などを含む）
- ③ 許可された量・サイズ、面積、区域等を超えた伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害した伐採 など

では、実際にどの程度違法伐採は発生しているのでしょうか。推計データとしては、G8エルマウ・サミット（2015年6月）では、以下のように報告されています。

- 主要熱帯木材生産国で生産される木材の50～90%が違法伐採
- 世界全体では、15～30%が違法伐採

（以上データは2012年推計）

## 違法伐採の問題点

違法伐採がなぜ問題なのでしょうか。当事国・地域に及ぼす直接的な損失はもちろん、間接的にもさまざまな害を及ぼすからです。違法伐採が引き起こす問題を以下に整理します。

### ■違法伐採が引き起こす問題のいろいろ

- ① 木材生産地の森林の減少・劣化
- ② 森林生態系の破壊（水源かん養機能の低下、生物多様性の喪失等）

- ③地球温暖化の進行
- ④木材生産国の政府収入の損失
- ⑤適正なコストを払わない不公正な貿易がもたらす弊害

違法伐採は適正なコストを負担しておらず、不当な廉価で輸出される木材は木材生産国のみならず消費国(輸入国)における持続可能な森林経営への取組を著しく阻害するものと認識されています。

- ⑥ゲリラやテロ組織への資金供与

インターポール(国際刑事警察機構)の分析によると、違法伐採とこれに関連する汚職により、世界全体で毎年約100億米ドルの損失を被っていると報告されています(INTERPOL/World Bank, 2009)。

## 違法伐採の発生事例

以下は、報道された事例で、比較的大規模・悪質なケースとされます。

### マレーシア

サラワク林業公社及び同州林業省の調査チームは、Similajau国立公園内で違法に伐採、加工された製材を押収した。…また、調査チームは、違法伐採者が丸太を搬出するため作設したとみられる二輪車用軌道を発見した。

押収された製材は、更なる調査のため林業省へ引き渡された。

(2015年1月31日付ボルネオポストより抄訳)



### ベトナム

ベトナムは森林の保護・再生が進まず、政府が苦心している。…農業・地方開発省は、違法伐採などによる森林消失がベトナムにとって依然として大きな問題だとしている。14年の中部高原地方タイグエン省を例にとると、違法伐採が前年比7.7%増の870万平方メートル…。

(2015年2月17日付

フジサンケイビジネスアイより抜粋)

図1 違法伐採とは何か 発生事例

# 違法伐採対策の 背景と経緯

## 国際的な背景

G8(G7)、APEC(アジア太平洋経済協力)といった国際的な場において、違法伐採問題が議論されています。わが国は、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考えに基づき、違法伐採問題への取組の重要性について主張を続けてきています。国際的な議論の場におけるわが国の主張は以下のとおりです。

### ■サミットでの経緯

#### ●1998年 バーミンガム・サミット(英国)

世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」について合意。違法伐採と違法伐採された木材の貿易に関する正確な情報把握等の対策と協力の推進が確認された。

#### ●2000年 九州・沖縄サミット

違法伐採に対処するための最善の方法について検討する旨の首脳声明を採択し、以後、サミットにおいて森林・違法伐採の取組について言及。「G8森林行動プログラム」の実施進捗状況が報告された。

#### ●2005年 グレンイーグルズ・サミット

「グレンイーグルズ行動計画」が承認され、木材輸入国は公共調達において合法的な木材のみを調達する施策を講ずるべきとされた。わが国は「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

#### ●2008年 北海道洞爺湖サミット

「G8森林専門家違法伐採報告書」を公表。合法・持続可能な木材・木材製品の取引促進、合法木材を優先して使用する木材調達政策の改善・拡大などの方策リストを作成。

#### ●2015年 エルマウ・サミット

違法伐採の取組に関する新たな報告について実施。主要熱帯木材生産国で生産される木材の50～90%が違法伐採、世界全体でも15～30%が



違法伐採であるとの推計(2012年)が報告。

#### ● 2016年 伊勢志摩サミット

国連の持続可能な開発目標の下で、G7が違法伐採の根絶に取り組むことを宣言。

### ■ APEC(アジア太平洋経済協力)での経緯

#### ● 2011年 ホノルルAPEC首脳宣言

グリーン成長目標を進めることが確認され、目標を進展させる措置として以下が加えられた。「違法に伐採された林産品貿易を禁止するための適切な措置を実施するよう取り組み、違法伐採及び関連する貿易に対処するため、APECにおける追加的活動に着手する」。

#### ● 2014年 北京APEC首脳宣言

「森林資源を保護し、違法伐採及び関連取引と闘い、持続可能な森林管理を促進するための努力を継続」と首脳宣言に明記された。

## 違法伐採対策 わが国の法制度の経緯

#### ● 2006年 グリーン購入法基本方針変更

環境負荷のより少ない物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達などを規定。

合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加(紙類、文具類、オフィス家具類、公共工事資材〈製材・合板・集成材・単板積層材・フローリング〉)

#### ● 2006年 合法性証明のガイドライン

林野庁「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」制定(世界に先駆けて実施)

#### ● 2015年 グリーン購入法基本方針変更

政府調達の対象に合板型枠(公共工事資材)を追加

#### ● 2016年 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(2016年5月20日公布)

合法性が証明された木材・木材製品の調達について、民間にも拡大。供給側だけではなく、需要側(建設、紙、家具など)も対象に、登録により合法的な木材を使うことを「促進」。違法伐採対策がこれにより強化される(本テキスト p.42参照)。新法施行は公布から1年後。

## 違法伐採対策①

# わが国の国際的な対応

わが国は、違法伐採が行われていると言われる国々からも木材・木材製品を輸入しています。そのため、輸入国として責任ある取組が求められています。国際的な違法伐採対策として下記の取組を実施しています。

## 二国間協力

違法伐採対策の協力に関する日・インドネシア間の共同発表及び行動計画のほか、広く森林保全分野における経済協力案件を実施しています。

### ■インドネシア

わが国にとって、木材全体で第3位、合板では第2位の輸入相手先です。インドネシア違法伐採対策協力に関する「共同発表」及びアクションプランに基づき、二次元バーコードを活用した木材追跡システムの開発支援を実施しました(2005～2010年度)。

これらの技術を活用して、インドネシア独自の合法証明制度を開発し、2016年1月より運用を開始しています。

### ■中国

原木を輸入し製品を輸出する加工貿易国で、わが国の最大の木材輸入相手国\*です。一方で、近隣諸国から違法伐採の疑いのある原木を大量に輸入している恐れがあり、「違法伐採対策に関する日中覚書」に基づいて協力を推進しています。

\*金額ベース

## 地域間協力

2002年の持続可能な開発に関するヨハネスブルグ・サミットにおいて、日本とアジア太平洋諸国等によりアジア森林パートナーシップ(AFP)を発足。政府、市民社会、民間セクター、国際機関等の間での自発的協力を

促進するためのパートナーシップとして、違法伐採に対処すること等に焦点をあてた活動を実施(2013年4月に活動終了)。

## 多国間の取組

国際熱帯木材機関(ITTO:本部横浜)を通じ、貿易統計の分析や森林経営の技術移転等、木材生産国の持続可能な森林経営に資するプロジェクトを支援しています。

### ■ ITTO(国際熱帯木材機関)プロジェクトへの拠出等

ITTOは、熱帯林の持続可能な経営と、持続可能で合法的に生産された熱帯木材の貿易を促進するため、1986年に国連により設立された機関です(2015年12月時点で生産国34カ国、消費国37カ国の計71カ国が加盟)。

わが国は、ITTOの理事会や専門家パネルに積極的に参加するとともに、違法伐採対策に資するプロジェクトに資金を拠出しています。

例えば、トーゴの森林の持続可能な経営のための地図情報システムの設置(34万6,000ドル)、ペルーの森林コンセッション及び先住民コミュニティにより生産された木材のトレーサビリティにかかる能力向上(20万ドル)などです。

また、ITTOの知見を活用した違法伐採対策にかかる国際シンポジウムを2015年6月に開催しました。

### ■ APEC違法伐採及び関連する貿易専門家会合(EGILAT)への参画

EGILATは、2011年のAPEC貿易担当大臣会合における指示により、合法的に生産された木材の貿易の促進や違法伐採対策に資するため設置されたもので、2012年以降、年2回開催されています。この中で、各国の取組状況の把握と協力分野の検討を実施し、APEC共通の取組の実現を目指しています。

## 国際的議論の喚起

木材生産国・消費国政府、国際機関、NPO及び業界団体の間での違法伐採問題に関する国際的な議論を促進するため、これまでに2回(2007、2008年)の違法伐採国際専門家会議や国際シンポジウム(2015年)を主催しています。

## 違法伐採対策②

# 海外の法規制動向

### 生産国における取組

東南アジア、南米、アフリカなどいわゆる違法伐採の存在が指摘されている国々では、ITTOなどの国際機関、日本、EU、米国等の協力などにより森林管理、林地開発、木材貿易管理のための法制度の整備や取り締まりの強化などに大きな改善が図られてきています。

### 米国（レイシー法）

米国のレイシー法は、違法に捕獲された鳥類その他動物の州際取引を規制するための法律で、2008年に「木材・木材製品」が対象に加えられました。

違法に伐採、取引された木材・木材製品の米国内への持ち込み、州間取引が禁止され、違反者には故意・過失を問わず罰則が適用されます。

### EU（木材規則）

2010年10月、EUは違法に伐採された木材の市場での流通を規制するため、EU木材規則(EUTR)を採択、2013年3月から施行しました。

出荷事業者に対して、違法な木材・木材製品のEU市場への出荷を禁止するとともに、違法伐採材がEU市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるため、出荷事業者がリスク管理を行う義務(デューディリジェンス)を定めています。

違反者に対する罰則は、各国ごとに規定することとなっています。

### オーストラリア（違法伐採禁止法）

2012年に制定された同法は違法伐採された木材及び木材製品の輸入を禁止しているほか、違法伐採されたオーストラリア産の原木の丸太の加工も禁止しています。2014年11月30日より、規制対象の木材製品をオーストラリアに輸入する前にデューディリジェンスを実施することが義務付けられます。

表1 米国とEUにおける法規制の概要

|                | 米国（レイシー法）                                                                                                                                                                                              | EU（木材規則）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者の順守義務（禁止事項） | <ul style="list-style-type: none"> <li>●違法に伐採、取引、所有等された木材・木材製品（違法伐採材）の米国への持込・州間取引等をしないこと</li> <li>●違法伐採材を取り扱わないよう事業者自らが判断するため、それぞれの経験や知識の程度に応じて「然るべき注意」を払うこと</li> </ul> <b>【「然るべき注意」に関する法令上の規定はない】</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●違法に伐採、製造等された木材・木材製品（違法伐採材）をEU市場へ出荷しないこと</li> <li>●違法伐採材を市場に出荷しないよう「然るべき注意」を払うこと</li> </ul> <b>《「然るべき注意」の要素》</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①伐採国、数量、輸出者、伐採・輸出・契約等に関する文書又は情報を保有し、必要に応じて提示できること</li> <li>②取扱う木材が違法材であるリスクを評価すること</li> <li>③取扱う木材が違法材であるリスクが無視できない場合、リスクの低減措置を講じること</li> </ol> |
| 輸入時の申告         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●木材の学名、伐採地、数量、輸入者、最終受取人等を明記した申告書を提出</li> <li>●合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない</li> </ul>                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●EU木材規則に基づく追加的な申告様式や申告事項はなし</li> <li>●合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業者に対する監督官庁の検査 | 規定なし                                                                                                                                                                                                   | 検査を行う規定はあるが、頻度等の規定はなし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 違反者に対する罰則      | <p>事業者が違法伐採材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても罰則を適用（罰金額、懲役の有無は異なる）。（故意による場合は最高50万ドル以下の罰金または5年以下の懲役）</p> <p><b>【これまでの主な摘発例は、ギブソン社のケースなど2件】</b></p>                                                               | 各国が罰則を定める                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

注）EUは、十分な違法伐採対策を行っている国から輸入される木材は違法性のリスクがないとして「然るべき注意」の対象外とするため、いくつかの生産国と協定交渉を行っている。

## 法規制とデューディリジェンス

米国、EUでは違反した場合の罰則規定がありますが、厳密に取り締まることは難しく、摘発例は少数となっています。

2002年にEUが違法伐採対策について議論を開始した時は、税関での域内流入規制がテーマでした。しかし、違法伐採の定義の明確化が困難なことから、木材業界の判断と責任にゆだねるデューディリジェンス（各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払ってしかるべき適切な注意及び努力）が定められたものと考えられています。

資料：林野庁「違法伐採の現状と課題」2015年9月、一般社団法人全国木材組合連合会「違法伐採問題への木材産業界の取組み」2015年9月7日、一般社団法人全国木材組合連合会HP「合法木材ナビ 関連資料 違法伐採対策に関する海外との連携」、一般社団法人全国木材組合連合会、「平成26年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業 総括報告書」2015年3月 The Australian Government Department of Agriculture and Water Resource, Illegal logging factsheet 1.1



## 合法木材の証明①

# 森林認証制度と認証マーク

### 森林認証とは

林野庁ガイドラインによる証明された木材(合法性、持続可能性)の1つが、森林認証材です。森林認証ラベルで明示され、森林の認証(FMと呼ばれます)と加工・流通の認証(CoCと呼ばれます)がつながっていることが必要となります。すなわち、森林認証材製品(木材・木材製品)であるためには、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品を原材料に、それを加工した木材製品がCoC認証を取得したものになります。認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等で証明を確認することができます。

現在、国内には、SGEC認証(SGEC-FM/SGEC-CoC)、FSC認証(FSC-FM/FSC-CoC)、PEFC認証(PEFC-CoC)、の3つの森林認証制度が普及しています。

| 団体名／ロゴマーク          |                                                                                | 概要                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SGEC<br>(エスジェック)   | (一社)緑の循環認証会議<br>Sustainable Green<br>Ecosystem Council                         |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年創設</li> <li>・所有規模が小さく、人工林が多い日本で創設された独自の認証制度</li> <li>・2016年6月PEFCと相互承認</li> <li>・森林認証面積(国内)約149万ha(2016年5月31日現在)</li> </ul>    |
| FSC<br>(エフエスシー)    | 森林管理協議会<br>Forest Stewardship<br>Council                                       |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・1993年創設</li> <li>・森林認証制度の草分け</li> <li>・世界81カ国加盟の最大手</li> <li>・森林認証面積(世界)約1億9千万ha</li> <li>・森林認証面積(国内)約39万ha(2016年5月6日現在)</li> </ul> |
| PEFC<br>(ピーイーエフシー) | PEFC協議会<br>Programme for the<br>Endorsement of Forest<br>Certification Schemes |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・1999年創設</li> <li>・36カ国加盟</li> <li>・小規模森林所有者に配慮</li> <li>・森林認証面積(世界)約2億7千万ha</li> <li>・森林認証面積(国内)該当なし(2016年3月31日現在)</li> </ul>       |

図2 森林認証制度

資料：東京都労働産業局「多摩産材の供給に向けた取組状況」2015年10月20日

各森林認証ウェブサイトの情報等による(2016年6月閲覧)

## 森林認証取得のメリット

森林認証取得のメリットについては、以下の4つが挙げられます。

- ①ロゴマークによって、紙製品・木製品に対する取組を消費者にアピールできます。
- ②最終製品となるまでの全ての工程が審査対象となるため、違法伐採製品や管理されていない原料の混入リスクが低減できます。
- ③環境保護に対する意識の高い企業・団体であることをアピールできます。
- ④印刷会社で製品パッケージや印刷物にロゴマークを入れ完成させた場合、小売企業は認証を取得せず、販売することが可能です。

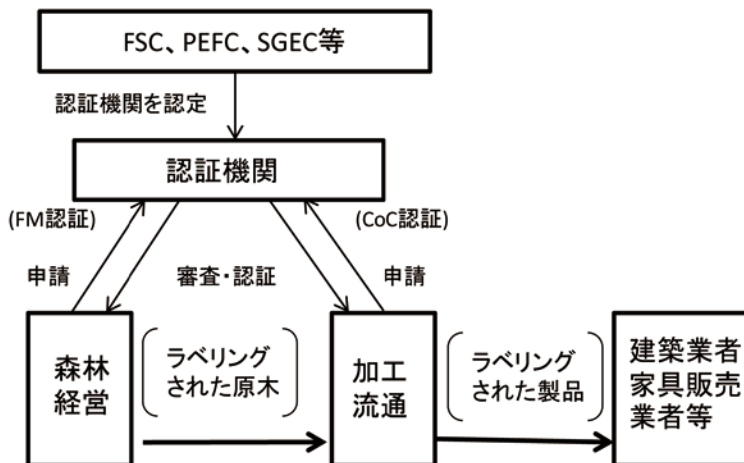


図3 森林認証制度の流れ

資料：林野庁「東京大会関連施設等に向けた地域材の供給体制について」平成28年2月

## わが国の現状

わが国の森林の認証(FM)は、国際的な制度であるFSCと日本独自の制度であるSGECの2つとなります。

これまでFSCは約39万ha(2016年5月現在)の森林が認証を取得しています。SGECは、約149万ha(2016年5月現在)の森林が認証を取得しています。なお、SGECは2016年6月に国際的な制度であるPEFCとの相互承認を実現しました。

## 森林認証制度と認証マーク

### 森林認証材製品にはどんなメーカー、製品があるのか

#### 森林認証材製品メーカーいろいろ

さまざまに加工された森林認証材製品は、CoC 認証取得の事業者（加工事業者、流通業者等）が製造・販売します。どのような事業者及び取扱製品があるのでしょうか。実績から見てみます。

■主な事業者には、次のようなものがあります。

- ・製紙 ・製材
- ・合板 ・集成材
- ・文具 ・家具メーカー
- ・木製遊具、エクステリア など

表2 合板メーカー等のCoC取得表（2015年7月時点）

| グループ名 | 事業体名          | SGEC  | PEFC  | FSC   |
|-------|---------------|-------|-------|-------|
| セイホク  | セイホク・西北プライウッド |       | 2012年 | 2012年 |
|       | 秋田プライウッド      |       |       | 2010年 |
|       | 新栄合板工業        | 2012年 |       | 2012年 |
| 日新    | 日新グループ        | 2009年 | 2012年 | 2012年 |
|       | 湖北ベニヤ株式会社     | 2009年 |       |       |
| ノダ    | 株式会社ノダ        |       | 2010年 | 2010年 |
|       | 石巻合板工業        | 2013年 | 2013年 | 2013年 |
| オーシカ  | 株式会社オーシカ      |       |       | 2010年 |
|       | 大新合板工業        |       | 2010年 | 2010年 |
|       | 新潟合板振興        |       |       | 2010年 |
|       | 林ベニヤ産業        |       |       | 2012年 |
|       | 丸玉産業          | 2014年 |       |       |
|       | 株式会社ウッドワン     |       | 2011年 | 2009年 |
|       | 株式会社オロチ       |       |       | 2011年 |
|       | 株式会社キーテック     |       |       | 2006年 |
|       | 空知単板工業株式会社    |       | 2014年 | 2009年 |
|       | マルホン          |       | 2006年 | 2006年 |
|       | リセン商事         |       |       | 2009年 |

資料：全国林業改良普及協会「現代林業 2016年5月号特集」

#### 森林認証材製品いろいろ

■主な森林認証材製品には、次のようなものがあります。

- ・製材品 ・合板（建築用、型枠用）
- ・集成材（構造材、内装材）
- ・家具（オフィス向け、店舗向け） ・印刷用紙
- ・木製玩具・事務用品
- ・身近な生活用品（箸袋、ノート、冊子…）



写真1 いろいろな森林認証材製品

資料：一般社団法人全国木材組合連合会「違法伐採問題への木材産業界の取組み」2015年9月7日、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」2006年2月

## 合法木材の証明②

# 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法

合法木材の第二の証明方法は、業界団体の認定制度方式です。業界団体としては、全国規模の団体、地域限定の一般木材団体・森林組合系統・素材生産業団体・チップ生産団体、海外において事業者を認定する団体があります。



合法木材推進マーク

業界団体認定を受けた事業者は合法木材推進マークを使用し、合法木材を普及・PRできる

## 業界団体認定制度

合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するため、2006年より林野庁のガイドラインに基づいた業界団体認定制度を運用しています。そのため森林・林業・木材関係団体では、合法木材供給事業者認定団体が合法木材供給事業者を認定することで、木材の合法性を証明する仕組みを作り、業界を上げて合法性の証明に取り組んでいます。

■合法木材供給事業者認定団体については以下の通りです。

○認定団体数：151団体(2016年4月20日現在)

①全国の事業者を対象として認定する団体

例 一般社団法人 全国木材組合連合会

②地域を限定して事業者認定する団体

・一般木材団体 例：〇〇県木材業協同組合連合会

・森林組合団体 例：〇〇県森林組合連合会

・素材生産業団体 例：〇〇県素材生産流通協同組合

○合法木材供給事業者総数：12,332事業者(2016年4月20日現在)

## 業界団体認定制度の流れ

木材の合法性を証明する仕組みのポイントは、証明書のリレーになりま

す。まず、森林・林業・木材産業関連団体(認定団体)が、自主的行動規範を作成し、申請のあった事業者について分別管理体制、文書管理体制などが適切に行われているかを審査し認定します。

証明に当たっては、認定事業者が納入先の関係事業者に対して、その木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する証明書を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖をつなぐことで証明を行います。

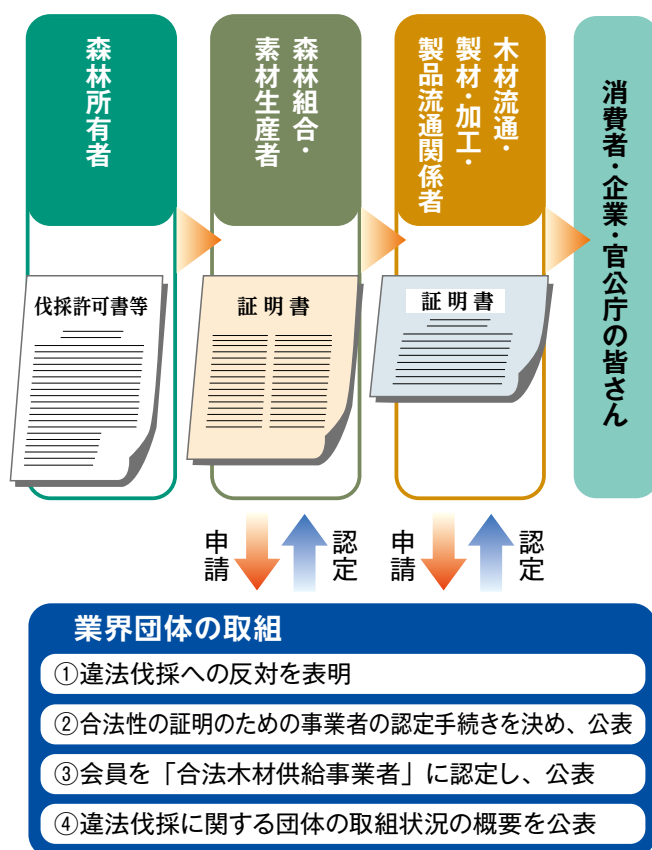


図4 業界団体認定制度のフロー

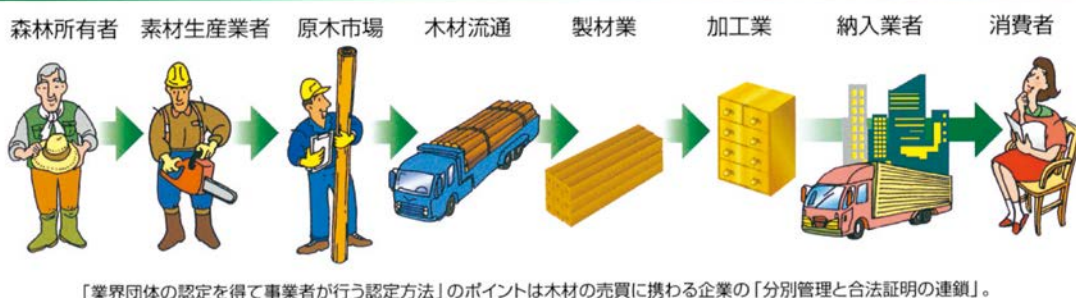


図5 証明書のリレー

資料：全国木材組合連合会「合法木材ハンドブック」



# 合法木材の証明③

## 個別企業等の 独自の取組による証明

証明方法の3番目は個別企業等の独自の取組による証明方法です。事例として、製紙会社の方法を紹介します。製紙会社では、業界がまとまり、この方式による証明方法を採用しています。

### 製紙業界の合法木材証明方法

製紙業界では、森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行います。企業により差異はあるものの、共通しているのは、原料調達方針と合法証明システムの作成で、概ね、以下のような対応をとっています。

#### ■①原料調達方針の作成

違法伐採木材を取り扱わないという原料調達方針を作成し、HP、環境報告書等で公表します。

#### ■②合法証明システムの作成

違法伐採木材を取り扱わないことを確認する合法証明システムを作成し、HP、環境報告書等で公表します。

##### A. 輸入材

- (1) サプライヤー（原料供給者）から、違法伐採を取り扱わないということを覚書等で約束してもらう
- (2) サプライヤーから、伐採地域、樹種、現地法令等を記載したトレーサビリティレポートを提出してもらう
- (3) サプライヤーは、違法伐採が行われていないことを監視するため、伐採地域を調査する
- (4) 製紙企業あるいはその委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを監視するため、サプライヤーや伐採地域を調査する

(5)森林認証材の場合は、FM 認証、CoC 認証を活用する

## B. 国産材

(1)木材チップ業者が企業団体による認定を受けている場合には、合法木材等の証明書を活用する

(2)木材チップ業者が業界団体による認定を受けていない場合には、輸入材と同じ対応をとる

1. 製紙企業は、基本的に全て合法性が証明された木材を使用することとしており、分別管理を行う必要はありません。
2. 各企業は、関連書類を5年間保管します。
3. 各企業は、毎年度の違法伐採対策の取組状況について、その概要をHP、環境報告書等で公表するとともに、第三者の監査を実施します。

我が国の2014年の製紙原料消費量は2,692万tで、うち古紙が1,719万tで63.9%、パルプが969万tで36.0%、その他繊維系が3万tで0.1%と、古紙が約3分の2を占めます。古紙はリサイクルを図る観点で、もともと環境への負荷が低い原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていません。そのため、パルプの合法性を証明することが鍵になります。

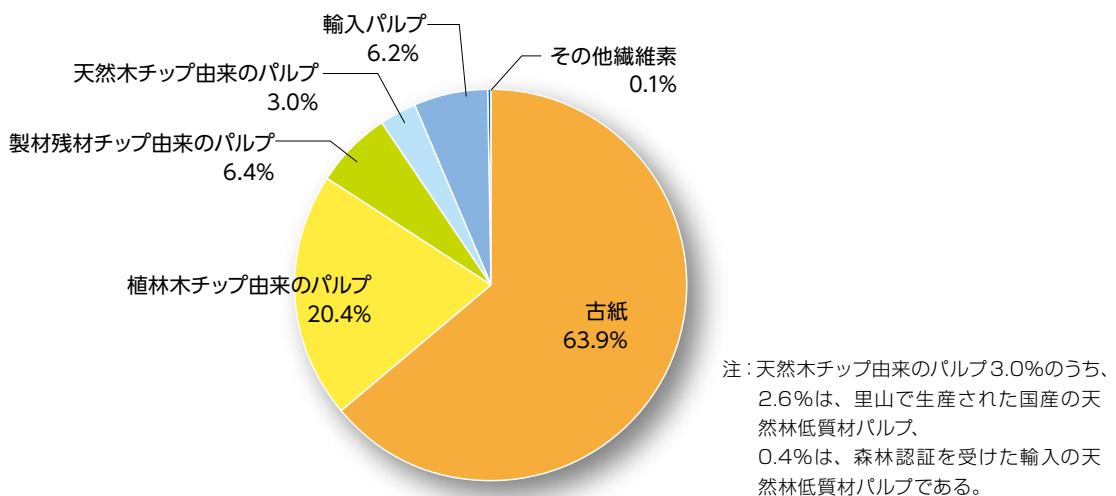


図6 製紙原料消費割合 (2014年)

資料：日本製紙連合会資料、経済産業省統計、財務省「日本貿易月表」

## モニタリングを継続

日本製紙連合会が実施した第9回モニタリングの結果の概要は、以下のとおりです。

- 各社の違法伐採対策は、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらうなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されていた。
- 現地調査結果の文書化やトレーサビリティレポートの記載内容の充実など、モニタリングの指摘事項を踏まえた改善が引き続き着実に進められた。
- 輸入パルプについては、関連書類が整備されるなど改善が進むとともに、森林認証パルプの積極的な活用が進められている。
- 国産木材チップについては、覚書を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取組を基本とする会社と、木材チップ業者の団体認定による合法証明を活用する取組を基本とする会社があり、製紙企業による木材チップ工場や伐採現場などの現地確認も確実に行われるなど、全体としてはよく取組が行われていた。
- 違法木材対策として森林認証を活用する企業が増えてきており、輸入されるパルプ材及びパルプについては、その全てを森林認証材あるいは森林認証制度の下で認証された管理木材（コントロールウッド：CW）で対応する企業がほとんどになっている。

以上のように、定期的にモニタリングを実施することで、製紙業界での合法木材証明が適切に行われていることを裏付けています。

資料：日本製紙連合会「製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について（2014年度）」  
2015年12月21日

# 合法木材ガイドラインに従った 合法木材製品の見分け方、 確認方法

例えば、工務店などが合法木材製品を購入する場合、合法木材製品であることをどのように確認すればいいのでしょうか。実務上、供給者側は売り手に対し「納品書(出荷伝票)を活用した合法木材証明方法」を採用ことが多いので、買い手側は納品書記載内容によって合法性を確認できます。

合法性・持続可能性を証明する林野庁ガイドライン(本テキスト p.38 参照)に示された3つの証明方法で、具体的に紹介します。

## 確認方法 1

### 森林認証制度及びCoC認証制度による証明

木材や木材製品、加工品に押印された認証マーク(下図)で確認できます。または、伝票類(認証取得者であることを示す認証番号、認証材であることを示す記述がされたもの)で確認できます。



認証マーク

| 納品書(例) |             |     |                     | No. _____    |
|--------|-------------|-----|---------------------|--------------|
| 内 訳    |             |     |                     |              |
| 品名・樹種  | 規格・型番       | 数量  | 単位                  | SGEC正式主張     |
| スギ元玉   | 4.0m φ24~28 | 13本 | 3.530m <sup>3</sup> | 100% SGEC 認証 |
| スギ     | 4.0m φ24~28 | 20本 | 5.128m <sup>3</sup> | 100% SGEC 認証 |
| スギB材   | 4.0m φ24~28 | 6本  | 1.588m <sup>3</sup> | 100% SGEC 認証 |
|        |             |     |                     |              |
|        |             |     |                     |              |
|        |             |     |                     |              |
|        |             |     |                     |              |
|        |             |     |                     |              |
|        |             |     |                     |              |

毎度格別のご愛顧を賜り誠に有り難うございます。  
上記の通り納品申し上げます。ご査収ください。

\_\_\_\_ 様

平成 年 月 日

  
 ライセンス番号  
 ○○林業 SGSJP-W000

(住所) \_\_\_\_\_  
 (社名) ○○林業  
 (代表者名) \_\_\_\_\_ 印

●「100%SGEC 認証」の主張は、国際的な基準に沿い、環境に配慮した「持続可能な森林経営」が行われている森林で生産されていることが証明された木材です。

図7 認証番号が記載された伝票例

認証取得者は、それぞれ固有の認証番号をもっており、下記の認証機関サイトで確認できます。

**認証番号及び認証取得事業者であることを  
確認できる認証機関サイト** (2016年5月末現在)

- **SGEC** CoC認証取得企業・団体 375  
(「SGEC + CoC」検索)
- **FSC** 下記サイトで企業・団体 1047  
(「FSCデータベース」検索)
- **PEFC** CoC認証取得企業・団体 191  
(「PEFC + 認証取得企業」検索)

※「認証取得者の検索」で企業・団体名を検索できます(英語データベースの仮訳、日本語検索が機能しない場合もあります)。

## 確認方法2

### 関係団体の認定を得て事業者が行う証明

納品書に記載される団体認定番号(認定事業者であることを示す)、合法木材であること等を記載により確認できます。それらが記載された納品書事例は図のとおりです(図8)。

番号2005010001  
平成 年 月 日

**納品書(出荷伝票)**

〇〇〇〇木材(株) 殿  
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所  
**認定工場番号: □□県木連第0001号**

氏名: 山田 一郎 〇〇  
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地  
電話: XXX-YYY-7777

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場  
着地(納入場所) 〇〇〇〇木材 〇〇製品市場

| 品名 | 品等 | 寸法 | 数量 | 単材種 | 材種 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |     |    |    |    |    |
|    |    |    |    |     |    |    |    |    |
|    |    |    |    |     |    |    |    |    |
|    |    |    |    |     |    |    |    |    |

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

図8 確認事項が記載される納品書事例



認定番号及び認定取得事業者であることを  
確認できる  
（「合法木材ナビ+認定事業者」検索）

サイトに掲載される各団体（全国を対象とする団体、一般木材団体、森林組合団体、素材生産業団体・チップ生産団体、海外関係団体）の名称をクリックすると、認定事業者の認定番号、名称、所在地等が確認できます。



図9 木材製品加工メーカーのパフレットの例

記載される合法木材供給事業者の認定番号や認定マークで確認できる。

## 確認方法3 個別企業の独自の取組による証明

この方法は、現在、製紙会社で行われています（本テキストp.59参照）。森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路を把握した内容等を記載した証明書が作成されるので、これにより確認します。

資料：林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」2006年2月、一般社団法人全国木材組合連合会「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための合法木材ハンドブック（第4版）」2015年3月、一般社団法人全国木材組合連合会HP「合法木材ナビ 業界団体認定について」

# 情報源・索引

- さまざまな情報源
- 過去における違法伐採の推定
- 名簿
  - 合法木材・木材製品を扱う事業者の認定団体  
(生産・加工・流通の事業者団体)
- 索引

# さまざまな情報源

## 1. 合法木材、違法伐採対策関係の情報源

### ■ 合法木材関係ポータルサイト

合法木材ナビ／(一社)全国木材組合連合会—検索「合法木材ナビ」

サイト内所蔵資料：

合法木材ハンドブック(第四版)

- ・合法木材に関する解説(供給事業者向け)
- ・証明方法に関する詳細解説(供給事業者向け)
- ・証明のためのガイドラインに関連したQ & A

<https://www.goho-wood.jp/ihou/handbook.html>

### ■ 違法伐採

違法伐採対策／林野庁—検索「違法伐採対策 林野庁」

### ■ 世界の違法伐採

【報告書】OECD報告書「違法伐採と木材貿易に関する経済学」／合法木材ナビサイト

<https://www.goho-wood.jp/ihou/oecd.html>

### ■ 合法性、持続可能性の証明ガイドライン

林野庁サイト／政府調達による違法伐採対策とガイドラインについて

— 検索「林野庁 政府調達 ガイドライン」

### ■ グリーン購入法

環境省サイト／グリーン購入法. net

— 検索「環境省 グリーン購入法」

### ■ 森林認証制度(国による解説サイト)

林野庁サイト／世界の主な森林認証の概要

— 検索「森林認証・ラベリング」

環境省サイト／環境ラベル等データベース—国及び第三者機関による取組

— 検索「環境ラベル等データベース 国及び第三者機関による取組」

### ■ 2020東京五輪の木材調達

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した  
調達／公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

— 検索「2020東京五輪 持続可能性」

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/>

## 2. 合法木材利用関係

### ■ 公共建築市場の広がり

林野庁サイト／公共建築物等における木材利用促進状況等さまざまな情報（公共  
建築物等における木材の利用の促進に関する法律、関係法令、実施状況、取組  
事例等）

— 検索「公共建築物等における木材の利用」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>

### ■ 木材製品開発、デザイン開発、マーケティング手法開発等 ／ウッドデザイン賞（林野庁補助事業）

「ウッドデザイン賞は、木の良さや価値を再発見させる製品や取組について、特  
に優れたものを消費者目線で評価し、表彰する新しい顕彰制度です。

これによって“木のある豊かな暮らし”が普及・発展し、日々の生活や社会が  
彩られ、木材利用が進むことを目的としています。

受賞者には、様々な広報・PRの場を提供するとともに、生産から消費に関わる  
人のマッチングを進めていきます。」（ウッドデザイン賞サイト）

ウッドデザイン賞2015全受賞作品

— 検索「ウッドデザイン賞2015全受賞作品」

<https://www.wooddesign.jp/2015/works/>

### ■ 地域型住宅ブランド化

地域型住宅ブランド化事業—平成24年度～平成26年度事業内容等

／一般社団法人 木を活かす建築推進協議会内

— 検索「地域型住宅ブランド化」

<http://www.chiiki-brd.jp/>

# 過去における違法伐採の推定

世界銀行（2006）及びOECD（2007）がさまざまな文献から取りまとめた推定を整理したもの。  
（このような部分的な推定値は存在するものの、違法伐採という事象の特徴上、公式で網羅的な統計は存在せず、その量的な把握および検証は困難である）

## 違法伐採の規模の推定

| 地域／国名      | 違法伐採の規模（生産に占める割合） | 引用先                                                             | 出典                                                              |
|------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| アフリカ       |                   |                                                                 |                                                                 |
| カメルーン      | 50%               | OECD（2007）<br>World Bank（2006）                                  | European Commission,2004                                        |
| ガーナ        | 少なくとも66%          | OECD（2007）                                                      | Birikorang, G. 2001                                             |
|            | 60%               | World Bank（2006）                                                |                                                                 |
| ガボン        | 70%               | World Bank（2006）                                                |                                                                 |
| ベニン        | 80%               | OECD（2007）                                                      | SGS, 2002                                                       |
| モザンビーク     | 50～70%            | OECD（2007）                                                      | Del Gatto, 2003                                                 |
| アジア        |                   |                                                                 |                                                                 |
| インドネシア     | 最大66%             | OECD（2007）                                                      | World Bank 2006 a<br>Schroeder-Wildberg and Carius, 2003        |
|            | 73%～88%           |                                                                 |                                                                 |
| カンボジア      | 90%               | OECD（2007）                                                      | Global Witness,1999                                             |
| タイ         | 40%               | World Bank（2006）                                                | OECD(2007)                                                      |
| パプアニューギニア  | 70%               | World Bank（2006）                                                | Seneca Creek Associates and Wood Resources International (2004) |
| ベトナム       | 20～40%            | World Bank（2006）                                                | Seneca Creek Associates and Wood Resources International (2004) |
| マレーシア      | 最大33%             | OECD（2007）                                                      | Dudley Jeanrenaud and Sullivan, 1995                            |
|            | 最大35%             | Seneca Creek Associates and Wood Resources International (2004) |                                                                 |
| ミャンマー      | 80%               | OECD（2007）                                                      | Brunner et al. 1998                                             |
|            | 50%               | World Bank（2006）                                                |                                                                 |
| ラオス        | 45%               | World Bank（2006）                                                | Seneca Creek Associates and Wood Resources International (2004) |
| 中南米        |                   |                                                                 |                                                                 |
| エクアドル      | 70%               | OECD（2007）、World Bank（2006）                                     | Thiel, 2004                                                     |
| コスタリカ      | 25%               | OECD（2007）                                                      | MINAE, 2002                                                     |
| コロンビア      | 42%               | OECD（2007）、World Bank（2006）                                     | Contreras-Hermosilla,2001                                       |
| ニカラグア      | 40～45%            | OECD（2007）                                                      | Richards, et al,2003                                            |
| ブラジル       | 20～47%            | World Bank（2006）                                                | 不明                                                              |
|            | アマゾン地域において80%     | OECD（2007）                                                      | Viana, 1998                                                     |
| ペルー        | 80%               | World Bank（2006）                                                |                                                                 |
| ボリビア       | 80%               | OECD（2007）                                                      | Contreras-Hermosilla,2001                                       |
| ホンジュラス     | 広葉樹：75～85%        | OECD（2007）                                                      | Richards, et al,2003                                            |
|            | 針葉樹：30～50%        |                                                                 |                                                                 |
| ヨーロッパ・北アジア |                   |                                                                 |                                                                 |
| アルバニア      | 90%               | OECD（2007）                                                      | Blaser et al, 2005                                              |
| アゼルバイジャン   | 非常に大きい            | OECD（2007）                                                      | Blaser et al, 2005                                              |
| エストニア      | 40～50%            |                                                                 | WWF, 2003                                                       |
| グルジア       | 85%               | OECD（2007）                                                      | Blaser et al, 2005                                              |
| ブルガリア      | 45%               | OECD（2007）                                                      | WWF, 2003                                                       |
| ロシア        | 20～40%            | OECD（2007）                                                      | Blaser et al, 2005                                              |
| ロシア（北西部）   | 10～15%            | World Bank（2006）                                                | 不明                                                              |
| ロシア（極東）    | 50%               | World Bank（2006）                                                | 不明                                                              |

# 名簿

—合法木材・木材製品を扱う事業者の認定団体(生産・加工・流通の事業者団体)

業界団体認定による合法木材証明を受けた木材・木材製品を扱う事業者の全国団体

## 1 全国の事業者を対象として認定する 団体名簿

日本合板商業組合  
日本合板工業組合連合会  
日本プリント・カラー合板工業組合  
(一社)全国木材組合連合会  
全国銘木連合会  
日本木材輸入協会  
(一社)木材表示推進協議会  
全国天然木化粧合板工業協同組合連合会  
全国森林組合連合会  
日本集成材工業協同組合  
(一社)全日本木材市場連盟  
全国素材生産業協同組合連合会  
(一社)日本林業経営者協会  
(一社)全国木材市売買方組合連盟  
(一社)全国木造住宅機械プレカット協会  
日本ツーバイフォーランバーJAS協議会  
(一社)全国LVL協会  
日本複合・防音床材工業会  
(一社)日本フローリング工業会  
全国木材チップ工業連合会  
(一社)日本オフィス家具協会  
(一社)日本家具産業振興会  
日本家具保証協会  
全国国有林造林生産連絡協議会  
(一社)ウッドマイルスフォーラム

## 2 地域を限定して事業者認定する 団体名簿(一般木材団体)

北海道木材産業協同組合連合会  
青森県木材協同組合  
岩手県木材産業協同組合  
宮城県木材協同組合  
秋田県木材産業協同組合連合会  
山形県木材産業協同組合  
福島県木材協同組合連合会  
茨城県木材協同組合連合会  
栃木県木材業協同組合連合会  
(一社)群馬県木材組合連合会  
(一社)埼玉県木材協会  
ちばの木認証センター  
神奈川県木材業協同組合連合会  
山梨県産材認証センター  
(一社)東京都木材団体連合会  
新潟県木材組合連合会  
富山県木材組合連合会  
(公社)石川県木材産業振興協会  
福井県木材組合連合会  
長野県木材協同組合連合会  
岐阜県木材協同組合連合会  
岐阜県岐阜証明材推進制度  
静岡県木材協同組合連合会  
(一社)愛知県木材組合連合会  
三重県木材組合連合会

滋賀県木材協会  
(一社)京都府木材組合連合会  
(一社)大阪府木材連合会  
阪神木材協会  
大阪南洋材協会  
大阪市製材業協同組合  
大阪銘木協同組合  
総合木材協同組合  
平林会  
平林会木材協同組合  
大阪化粧合板同友会  
兵庫県木材業協同組合連合会  
甲南木材協同組合  
神戸木材協同組合  
神戸木材仲買協同組合  
穴栗木材業協同組合  
但馬木材業協同組合  
姫路木材仲買協同組合  
篠山木材協同組合  
丹波市木材林産協同組合  
奈良県木材協同組合連合会  
和歌山県木材協同組合連合会  
鳥取県木材協同組合連合会  
(一社)島根県木材協会  
(一社)岡山県木材組合連合会  
(一社)広島県木材組合連合会  
(一社)山口県木材協会  
徳島県木材認証機構  
(一社)香川県木材協会  
(一社)愛媛県木材協会  
(一社)高知県木材協会  
(一社)福岡県木材組合連合会  
(一社)佐賀県木材協会  
(一社)長崎県木材組合連合会  
(一社)熊本県木材協会連合会  
大分県木材協同組合連合会  
宮崎県木材協同組合連合会  
(一社)鹿児島県木材協会連合会  
(一社)沖縄県木材協会

## 3 地域を限定して事業者認定する 団体名簿(森林組合団体)

北海道森林組合連合会  
青森県森林組合連合会  
岩手県森林組合連合会  
宮城県森林組合連合会  
秋田県森林組合連合会  
山形県森林組合連合会  
福島県森林組合連合会  
茨城県森林組合連合会  
栃木県森林組合連合会  
群馬県森林組合連合会  
埼玉県森林組合連合会  
東京都森林組合連合会  
神奈川県森林組合連合会

新潟県森林組合連合会  
富山県森林組合連合会  
石川県森林組合連合会  
福井県森林組合連合会  
長野県森林組合連合会  
岐阜県森林組合連合会  
静岡県森林組合連合会  
愛知県森林組合連合会  
三重県森林組合連合会  
滋賀県森林組合連合会  
京都府森林組合連合会  
兵庫県森林組合連合会  
奈良県森林組合連合会  
和歌山県森林組合連合会  
鳥取県森林組合連合会  
岡山県森林組合連合会  
広島県森林組合連合会  
山口県森林組合連合会  
香川県森林組合連合会  
愛媛県森林組合連合会  
高知県森林組合連合会  
福岡県森林組合連合会  
佐賀県森林組合連合会  
長崎県森林組合連合会  
熊本県森林組合連合会  
大分県森林組合連合会  
宮崎県森林組合連合会  
鹿児島県森林組合連合会  
沖縄県森林組合連合会

## 4 地域を限定して事業者認定する 団体名簿

(素材生産業団体・チップ生産団体)

札幌地方素材生産事業協同組合  
帯広地方素材生産事業協同組合  
青森県森林整備事業協同組合  
ノースジャパン素材流通協同組合  
岩手県国有林造林生産請負事業協議会  
岩手県チップ協同組合  
宮城県森林整備事業協同組合  
宮城県木材チップ工業会  
秋田県素材生産流通協同組合  
秋田県木材チップ工業会  
山形県森林ノ整備事業協同組合  
群馬県素材生産流通協同組合  
前橋県国有林森林整備協会  
岐阜県素材流通協同組合  
岡山県北部素材生産協同組合  
高知県素材生産業協同組合連合会  
大分県造林素材生産事業協同組合  
宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会  
鹿児島県素材生産事業連絡協議会

## 5 海外において事業者認定する 団体名簿

アメリカ広葉樹輸出協会

資料：一般社団法人全国木材組合連合会HP「合法木材ナビ」



# 索引

## アルファベット順

|             |            |
|-------------|------------|
| AFP         | 50         |
| CERFLOR     | 16         |
| CoC         | 38, 41     |
| EGILAT      | 51         |
| EU木材規制      | 52         |
| FSC         | 16, 38, 54 |
| G8森林行動プログラム | 34, 48     |
| ICタグ        | 22         |
| ITTO        | 51         |
| OECD        | 68         |
| PEFC        | 16, 38, 54 |
| QRコード       | 22         |
| SGEC        | 17, 38, 54 |

## あ行

|                |        |
|----------------|--------|
| ICタグ           | 22     |
| 浅田茂裕           | 12, 31 |
| EU木材規制         | 52     |
| イケア            | 10     |
| 伊勢志摩サミット       | 49     |
| 違法伐採禁止法        | 52     |
| 違法伐採対策に関する日中覚書 | 50     |
| インターボール        | 47     |
| インドネシア         | 50     |
| 内田洋行           | 27     |
| ウッドインフィル       | 27     |
| ウッドキューブ        | 11     |
| ウッドデザイン賞       | 11     |
| エコニファ          | 27     |
| エコプロダクツ2015    | 32     |
| エルマウ・サミット      | 46, 48 |

## か行

|           |        |
|-----------|--------|
| 改正グリーン購入法 | 42     |
| 加工・流通の認証  | 54     |
| QRコード     | 22     |
| 九州・沖縄サミット | 34, 48 |

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 業界団体認定制度                    | 57        |
| 協定木材                        | 11        |
| クリーンウッド法                    | 42, 44    |
| グリーン購入法                     | 9, 34, 36 |
| グリーンビルディング認証                | 16        |
| グリーンプリンティング認定制度             | 15        |
| グレンイーグルス・サミット               | 34, 48    |
| 県産木材ふれあい店                   | 29        |
| 公共建築物等木材利用促進法               | 20, 34    |
| 合板型枠                        | 35        |
| 合法証明システム                    | 59        |
| 合法性                         | 38        |
| 合法性証明のガイドライン                | 42, 49    |
| 合法伐採木材等の流通及び<br>利用の促進に関する法律 | 49        |
| 合法木材供給事業者                   | 57        |
| 合法木材推進マーク                   | 57        |
| 合法木材ナビ                      | 64        |
| 小売り事業者                      | 42        |
| 国際熱帯木材機関                    | 51        |
| コクヨグループ                     | 26        |
| 古紙                          | 60        |
| コントロールウッド                   | 61        |

## さ行

|              |        |
|--------------|--------|
| サプライヤー       | 59     |
| G8森林行動プログラム  | 34, 48 |
| CoC認証        | 41     |
| 事業者の責務       | 44     |
| 自主性行動規範      | 39     |
| 持続可能性        | 38     |
| 出荷伝票         | 62     |
| 消防法          | 9      |
| 証明書のリレー      | 58     |
| 証明のためのガイドライン | 38     |
| 新国立競技場       | 18     |
| 森林認証         | 54     |
| 森林認証材製品      | 54     |
| 森林認証制度       | 38     |
| 住友林業         | 15     |

|             |    |
|-------------|----|
| 世界銀行 .....  | 68 |
| 積水ハウス ..... | 15 |

## た 行

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 団体認定番号 .....         | 63     |
| 地域型住宅ブランド化事業 .....   | 24     |
| 地域材 .....            | 23     |
| 中国 .....             | 50     |
| デューディリジェンス .....     | 52, 53 |
| 調達ガイドライン .....       | 9      |
| 調達コード .....          | 17     |
| つくばスタイル 木の家くらぶ ..... | 30     |
| 東京おもちゃショー 2015 ..... | 32     |
| 登録実施機関 .....         | 44     |
| 登録木材関連事業者 .....      | 43     |
| トレーサビリティ .....       | 22     |
| トレーサビリティレポート .....   | 59     |

## な 行

|                     |    |
|---------------------|----|
| 日本印刷産業連合会 .....     | 15 |
| 日本建設業連合会 .....      | 14 |
| 日本製紙連合会 .....       | 61 |
| 日本ツーバイフォー建築協会 ..... | 14 |
| 認証取得者の検索 .....      | 63 |
| 認証マーク .....         | 62 |
| 認定事業者 .....         | 40 |
| 納品書 .....           | 62 |

## は 行

|                      |            |
|----------------------|------------|
| バーミンガム・サミット .....    | 48         |
| プレハブ建築協会 .....       | 14         |
| 文書管理体制 .....         | 39         |
| 分別管理 .....           | 38         |
| 分別管理体制 .....         | 38, 39, 58 |
| 北京 APEC 首脳宣言 .....   | 49         |
| 北海道洞爺湖サミット .....     | 48         |
| ホノルル APEC 首脳宣言 ..... | 49         |

## ま 行

|               |        |
|---------------|--------|
| ミサワホーム .....  | 15     |
| みなとモデル .....  | 11     |
| ミニストップ .....  | 11     |
| 無印良品 .....    | 28     |
| 木育 .....      | 12, 31 |
| 木材関連事業者 ..... | 42, 44 |
| 木材利用方針 .....  | 21     |
| 諸塚村 .....     | 29     |

## や 行

|           |    |
|-----------|----|
| 結の森 ..... | 26 |
|-----------|----|

## ら 行

|                 |    |
|-----------------|----|
| ららぽーと海老名 .....  | 11 |
| 林野庁ガイドライン ..... | 54 |
| レイシー法 .....     | 52 |
| ロゴマーク .....     | 55 |

## わ 行

|               |    |
|---------------|----|
| ワイス・ワイス ..... | 29 |
|---------------|----|

セミナーテキスト

## 合法木材利用促進ガイド

2016年7月発行

発 行 (一社) 全国林業改良普及協会  
〒107-0052  
東京都港区赤坂1-9-13  
三会堂ビル2階  
電話 03-3583-8461  
<http://www.ringyou.or.jp>

(一社) 全国木材組合連合会  
〒100-0014  
東京都千代田区永田町2-4-3  
永田町ビル6階  
電話 03-3580-3215  
<http://www.zenmoku.jp/>

(このテキストは、国の補助事業「平成27年度 違法伐採緊急対策事業のうち合法木材の利用促進事業」により作成しています。)

セミナーテキスト

# 合法木材利用 促進ガイド

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。